

令和 3 年第 7 回

普代村議会定例会会議録

普代村議会

令和3年第7回普代村議会定例会会議録

招集告示年月日	令和3年8月24日		
招集の場所	普代村議会議場		
開閉会日時及び 宣 告	開 会	令和3年9月15日 10時00分	
		議 長	中 村 裕
	散 会	令和3年9月15日 18時30分	
		議 長	中 村 裕
応（不応）招議員及び 出席並びに欠席議員 出 席 9人 欠 席 0人 凡例 ○ 出席 ▲ 欠席 × 不応招 ○▲ 公務欠席	議席番号	氏 名	出席等の別
	1	嗟 峨 典 行	○
	2	金 子 泰 男	○
	3	大 上 浩 史	○
	4	大 上 智	○
	5	古 沼 和 也	○
	6	中 上 一 登	○
	7	森 田 幸 一	○
	8	—	—
	9	正 路 正 敏	○
	10	中 村 裕	○
会議録署名議員	2	金 子 泰 男	
	3	大 上 浩 史	
職務のため議場に出席 した者の職・氏名	事務局長	松 葉 義 人	
	書 記	新 屋 一 郎	

<p>地方自治法第 121 条に より説明のため出席 した者の職・氏名</p>	<p>村 長 副 村 長 教 育 長 総 務 課 長 政 策 推 進 室 長 税 務 出 納 課 長 兼 会 計 管 理 者 住 民 福 祉 課 長 兼 保 健 セ ン タ ー 所 長 兼 包 括 支 援 セ ン タ ー 所 長 建 設 水 産 課 長 治 水 対 策 室 長 農 林 商 工 課 長 兼 休 養 施 設 管 理 員 医 科 ・ 歯 科 診 療 所 事 務 長 教 育 次 長</p>	<p>梶 屋 伸 夫 竹 花 強 志 三 船 雄 三 川 向 正 人 森 田 安 彦 山 田 晃 人 道 下 勝 弘 大 村 修 太 田 吉 信 山 崎 長 蔵 坂 下 広 見 菅 野 伸 二</p>
<p>議 事 日 程 会 議 に 付 し た 事 件 会 議 の 経 過</p>	<p>別紙のとおり 別紙のとおり 別紙のとおり</p>	

<p>開 会 (10:00)</p>	<p>議 長</p>	<p>令和3年9月15日(水)第7回普代村議会定例会 ただ今から、令和3年第7回普代村議会定例会を開会いたします。 ただ今の出席議員は、9名であります。定足数に達しておりますので、 会議は成立いたしました。 直ちに、本日の会議を開きます。 本日の日程は、お手元に配布いたしました議事日程(第1号)によっ て進めてまいります。</p>
<p>会議録署名議 員の指名</p>		<p>日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。 2番金子泰男議員、3番大上浩史議員の両議員を会議規則第120条の規 定により指名いたします。</p>
<p>会期の決定</p>		<p>日程第2「会期の決定」の件を議題といたします。 9月9日に開催されました議会運営委員会の結果報告では、本日から9 月21日までの7日間でしたが、お諮りいたします。 今期定例会の会期を議会運営委員長のご報告のとおり、本日から9月21 日までの7日間と決することに、ご異議ございませんか。 (異議なし)</p>
<p>諸般の報告</p>	<p>議 長</p>	<p>ご異議なしと認めます。 よって会期は、本日から、9月21日までの7日間と決定いたします。 日程第3「諸般の報告」を行います。 報告書を事務局長より朗読させます。 松葉事務局長。</p>
<p>村長の行政報 告</p>	<p>松葉事務局 長 議 長 議 長</p>	<p>ご説明させていただきます。政務活動報告でございます。 (以下、事務局長報告、記載省略) 広域関係等の報告がありましたら、お願いいたします。 (なし) 以上で、「諸般の報告」を終わります。</p>
	<p>榎屋村長</p>	<p>日程第4「村長の行政報告」を行います。 榎屋村長。 議長のお許しをいただきましたので、令和3年第7回普代村議会定例 会への議員各位のご出席にお礼を申し上げながら、村政の近況について 報告させていただきます。 まずもって、国政においては、衆議院議員総選挙が間近となる中、菅 義偉首相が退陣の意向を表明され、新首相の選出に向けた取り組みが慌 ただしく進められております。コロナ禍の一日も早い収束はもとより、 国民の命と暮らしを守りながらの経済再生への取り組みなどに停滞が生 じない対応をお願いさせていただくものであります。 先月は、国の緊急事態宣言等が全国33都道府県に発出されるなど、コ ロナ感染が全国で爆発的に拡大をしてしまいました。岩手県においても、 県独自の緊急事態宣言が発出され、感染防止の徹底や不要不急の外出自 粛への強い要請が行われましたが、クラスターの発生が止まらず、先月</p>

末からは盛岡市内の飲食店に時短要請が出されたところでもあります。今月に入ってからは、県北沿岸地域での感染拡大が顕著となっております。感染防止の切り札でありますワクチン接種を希望される方々が一日も早く完了できるよう取り組んでまいりますので、村民の皆様には、引き続き感染防止の徹底とワクチン接種へのご協力を衷心よりお願いをさせていただきます。

さて、そのワクチン接種の状況ですが、先週末までに、2回の接種を終えた方は1,513人となっております。今後更なる確かな情報提供と円滑な接種に努め、10月末までの希望者全員の完了を予定いたします。

なお、コロナ対応地方創生臨時交付金が追加交付されますので、三鉄運行支援や高齢者福祉タクシー助成などに取り組むまいと存じますので、ご理解のほどお願いいたします。

次に、台風災害復旧事業の進捗状況ですが、公共土木等分の河川は5件全部が完了済み、道路が57件中の36件が完了し19件が施工中、2件が未発注であります。橋梁は4件中の1件が完了し2件が施工中、1件が未発注であります。林道は、5件中の4件が完了し1件が施工中となっております。堀内地区での道路と橋梁の未発注分につきましては、早期発注に向け、関係者との協議を鋭意進めてまいります。

次に、諸事業等の進捗状況ですが、まず、地方創生関係の新規分として国に応募していた事業が、高水準タイプでの採択となりましたので、サテライトオフィスの開設やテレワークを活用した移住・滞在を支援し、新しい人の流れの創出を図るテレワーク交付金事業を実施してまいりたいと存じます。本議会提案の補正予算(案)に所要額を計上しましたので、ご審査方お願いいたします。

観光事業では、国立公園利用拠点整備事業で、アンモ浦展望台手すり修繕・くろさき荘周辺の安全策設置・トイレ改修・灯台からくろさき荘付近までの修景伐採を来年2月末までに完了させるとともに、黒崎灯台周辺のイルミネーション設置や国立公園滞在型ツアーを本年中に実施させていただきます。

道の駅整備は、調査業務着手から公衆トイレなどの整備まで3年余を要し、9月25日に指定管理者による運営で供用となります。これまでも議員各位や村民の皆様から村の玄関口としての運営へのご指導を賜ってまいりました。それを生かして村づくりに貢献できる施設となるよう取り組んでまいります。

旭日区地域活動拠点施設は、契約となり、近々の着工となります。現施設を解体し、木造平屋施設を来年2月末までに整備するものであります。

道路関係は、長期の通行止めを伴い多大なるご不便をお掛けした、普代橋補修・補強工事が8月末で現場作業を終え、現在出来高確認などが行われております。寿司屋さん通りになります、普代平井賀線改良は着

工となりましたが、電柱移転に4カ月程度を要する見込みで、年度末完了の予定であります。堀内中央線改良は、やっと着工への諸調整を終えましたので、現場への早期の着工をお願いをします。萩牛線改良は、10月初旬完成で施工中であります。黒崎4号線改良は間もなく完成検査となります。なお、県道では普代小屋瀬線改良工事が発注となりました。順調な着工を期待しております。また、先般の市町村要望でお願いした、岩泉平井賀普代線の舗装打ち替えは、役場から普代浜トンネルまでの調査を行い、補修箇所は、年度内完成の予定で施工される見込みであります。両県道事業への県の取り組みに感謝をしつつ、村でも特段の協力を行ってまいります。

漁港では、沢漁港改良が着工となりました。北防波堤、北護岸、船揚場の改良を2カ年で行う予定の初年度工事となります。

治水関係は、上区地区排水処理施設のポンプ場の設計に着手しており、12月の完了が予定されます。なお、県での普代の沢地区砂防堰堤工事は順調に進められておりますし、沢川の砂防堰堤や茂市川の銅屋橋付近での本年度分の河道掘削も間もなく行われます。また、普代川河口閉塞工事も完了となり、現在のところ安定的な流路の確保がされております。普代川への人道橋の整備は年度内完成予定で進められており、来年の観光シーズンには利用できるものと期待をしております。

次に、広域行政などについてであります。沿岸知的障害児施設組合の解散に係る協議の状況ですが、財産処分は、建物の取り壊し、土地の宮古市への無償譲渡、事務の承継は宮古市が行うなどの方針が確認され、組合議会の全協に報告となっております。今後は、この方針に沿う構成市町村議会での議決をお願いすることとなりますので、本村でも議会全協での協議をお願いさせていただきます。

また、久慈広域連合では、5年後の消防指令業務等の県内10消防本部での共同運用に向けた消防指令センター整備事業に参画することでおります。情報の一元化による管轄を越えての消防運用などを図り、消防力の強化に資していくものであります。

なお、令和4年2月末完成予定の汚泥再生処理センターの整備工事は、地中障害物除去などで遅延が心配されましたが、工程見直しの結果、予定に変更なく進められるとのこととあります。

久慈管内4市町村連携での久慈広域道の駅整備事業は、9月22日に起工式が行われることとなっております。

最後に、その他の事項についてですが、今後の主要行事については、海フェスタ in ふだいは中止となっております。合同敬老会は代替の商品券交付事業を実施させていただきます。防災訓練は延期とし、文化祭は縮小開催の予定であります。

くろさき荘の状況は、宿泊が8月に入ってからキャンセルが増えたことや食堂利用の飲食自粛の影響から、8月末での宿泊者数は3,097人、事

<p>一般質問</p>	<p>議長</p>	<p>業収入は3,567万8,000円となっており、厳しい営業が続いております。引き続き、岩手飲食店安心認証店としてコロナ対策に万全を期しながら、収入の確保に努めてまいります。</p> <p>ふるさと納税は、9月12日現在で1億3,251万8,000円となっております。全国からの寄付者皆様に心からの感謝を申し上げます。今後も、ANAなどのポータルサイトの新規活用も行いつつ、年度末でも前年度実績に近づいているよう、返礼品提案企業との連携も強めた取り組みを行ってまいります。</p> <p>地域おこし協力隊関係では、観光イベントの企画・運営などに携わっていただいていた隊員が7月に退職し、9月からは2名の新隊員を迎えております。豊かな森などでの保育活動、養蜂経験などを生かした農業活性化への活動に取り組んでいただくことであります。議員各位からの村の歴史・文化などの情報提供が活動の力になると存じますので、ご指導方お願い申し上げます。</p> <p>終わりに、議員各位や村民の皆様には、本年度上半期にも新型コロナウイルス対策はもとより、諸村づくり事業の推進に多大なるご協力を賜りましたことにお礼を申し上げながら、本議会に令和3年度各会計補正予算(案)、教育委員会委員の任命同意(案)、令和2年度各会計決算認定(案)などを提案させていただきますので、十分なるご審査を賜り、全議案につきましてご承認くださるようお願いを申し上げ、行政報告とさせていただきます。</p> <p>以上で、「村長の行政報告」を終わります。</p> <p>日程第5「一般質問」を行います。</p> <p>一般質問は、一問一答方式で行います。</p> <p>質問者1人当たりの持ち時間は、答弁を含め60分以内です。10分前にはベルを鳴らしますので、質問者及び答弁者のご協力をお願いいたします。</p> <p>それでは、通告順に質問を許します。</p> <p>9番正路正敏議員の一般質問を許します。</p> <p>9番正路正敏議員。</p> <p>9番正路正敏でございます。一般質問の前に、今年も温暖化による豪雨災害等大変な犠牲が出ております。そうした中、台風10号による被害も5年が経過したということで、岩泉でも大変な被害が出ましたし、当村でも大規模な浸水被害もありました。また、コロナ感染症による大災害とも言われるような人災の被害も出ております。改めまして亡くなられた方々にご哀悼の意を表したいと思っておりますし、1日も早いコロナ収束を願っております。</p> <p>それでは質問に入らせていただきます。「電子決済による村税の支払いの今後の可否は」ということでお尋ねいたします。国は、国策とも取れるかたちでキャッシュレス化を進めています。その1つとして、令和3</p>
	<p>正路議員</p>	

	<p>議 長 梶屋村長</p>	<p>年 4 月末までにマイナンバーカードを作成し、選んだキャッシュレス決済サービスでチャージや買い物をすると上限 5,000 円分のポイントが付与されるというものがあり、マイナンバーカードとキャッシュレス化を普及しようとしております。</p> <p>そのような中、都道府県では主に自動車税にはなりますが、個人での電子決済が普及してきておりますが、岩手県ではまだ対応がなされていない状況でございます。県内の市町村でも導入が進みつつあるようです。</p> <p>当村においても電子決済と言っていいのか、デジタル決済と言っていいのか、ちょっと分かりませんので、今回は電子決済での支払いを可能としていくのか、導入は考えていないのか村長にお伺いいたします。</p> <p>梶屋村長。</p> <p>正路正敏議員の「電子決済による村税の支払いの今後の可否」などについてのご質問にお答えをいたします。</p> <p>議員ご質問のとおり、県内市町村の中には、スマートフォン決済アプリによる納税を導入しているところもございます。スマートフォン決済アプリによる納税を可能にするには、納付書へのバーコードの印字が必要となり、これを行いますことで、スマートフォン決済だけでなく、コンビニ納付への対応も可能となりますが、システム改修等の初期費用が約 300 万円ほど、年間の運用コストが 60 万円以上見込まれるところがございます。納税に係る電子決済の導入は、納税者の利便性の向上に資するものでありますが、先ほどお話ししたような費用負担を考えますに、あらゆる方法をすぐに本村で全て導入することは難しいところがあります。まずは、これまでできなかった、東北 6 県のゆうちょ銀行とその郵便局での村税の口座振替や窓口納付への対応を今年度は進めているところでもあります。</p> <p>そういった中で、国の動きを見ますと、現在税関係事務についても、迅速なデジタル化への取り組みが行われ、地方税の電子的な納付もこれまでも増したスピード取り組みで行われているところでもあります。</p> <p>具体には、国では令和 5 年度には、地方税共通納税システムの対象税目を増やすこととしてございますし、これと併せまして QR コードの規格統一化による導入なども取り進めることとしております。</p> <p>本村でも、今年度内に国から示されます予定のシステムの改修に係る経費や統一規格の QR コードとバーコードを導入した納付書の作成費用、そしてこれに対します地方税財政措置の対応等を把握した上で、順次の取り組みも進め、村税の電子的な納付も可能となるように、国の動向もしっかりと引き続き注視をしながら取り組んでまいりたいというふうにご考えさせていただいております。</p> <p>そして、今後ともご質問の村税の電子決済についての推進をはじめ、納税される方々が安全・便利に納税できる取り組みに努めながら、もって村税の収納率の向上にもつなげていければなというふうにも考えており</p>
--	---------------------	---

	<p>議長 正路議員</p>	<p>ますこと申し上げまして、答弁とさせていただきます。</p> <p>9番正路議員。</p> <p>ありがとうございます。今電子決済関係、言ってみれば一つの時代の流れだというふうに感じておりますし、また国は新たにデジタル庁なるようなものも発足させるというようなことでございます。決して村として決済を進めてくださいということではございませんけども、流れの中で全国の都道府県の中では、岩手県・秋田県・山形県・北海道のみが県税に対して、自動車税なりそれなりの税だとは思いますが、それは、電子決済は可能となっているというようなことでございます。また、岩手県の市町村においても確か14市町村が主にスマホでの決済を可能としているというようなことでございますし、近くでは野田村がすでに導入して行っているというようなことでございますし、今やっぱり流れ的には方向にあるのではないかというふうに思っております。一方では10月からでしたか、決済に関する業者が手数料導入を始めそうだということでございますし、それがどのくらいの両立になっていくのかも分かりませんが、一般の商店等から聞いた中によりますと、2.5%前後の手数料が発生するのではないかといったような話は聞いておりますが、これはどうなるかまだ分かりませんし、行政がそれをやったときにどれくらいの両立になるのかも把握して質問した訳ではございません。そうした中、もし2%以上、例えば1,000万円以上のスマホ決済があったとすれば、20万円以上の負担も発生するというのであれば、村税の延滞や滞納等も少なからずある中で、またそっちに貴重な税金が支払われるということもどうかなというふうに思っております。それでも、村長がおっしゃったとおり検討はしておるというようなことでございますので、そこら辺をもう一度、例えばこういうのを導入する場合の補助関係であるとか、そういったのもデジタル庁がもしできたあかつきには、そういったものも発生してくるのかといったようなことをもう一度お伺いしたいと思っております。</p>
	<p>議長 柁屋村長</p>	<p>柁屋村長。</p> <p>お答えをさせていただきます。デジタル庁等々が発足をした中での、今後の税関係事務、特に納税関係の住民側の利便を高めていくことへの国の補助というか財政交付税等での措置等については、まだ内容等というか、そういったことが知らされていない、示されていないといったような状況とっておりました。来年あたりその費用が標準的なシステムの改修費用あるいはバーコードとかQRコードとかそういったものの作成のための諸設備の導入の標準的な経費等が示される中で、きっとどの程度補助するとか、いつまでに対応した市町村には交付税でいくら措置するとかといったようなことが出てくるものというふうに思っておりましたので、そこらをしっかり見ながら対応してまいりたいというふうに思っております。そういった中では、議員さんからもお話しがありまし</p>

	<p>議長 正路議員</p>	<p>たけれども、電子的納付をしていく中で当然費用もかかりますし、またどういった方法で本税部分から差し引く手続きになるのか、あるいは納税補助として出すかたちになるのか、そこら辺の仕組みづくりもしていかなければならないというふうに思っておりましたし。またそういったことをトータルで考えた場合に、いかに便利になるにしても、やっぱり100万円分の納税しか活用がないものに、1,000万円もそういう仕組みにかけていくといったものは、やっぱりコストと効果において少し考えなければならないというふうなこともありますので。超える部分の経費を何か別な住民側のいろんな支払いとかいろんな書類の交付とかと、そういったものに便利になることで、そういった経費をかけても許されるというか、そういった取り組みといったものも私どもの小規模市町村の場合は、必要でもあろうというふうに思っておりますので、今後いずれ来年度になると思えますけども、そこらを動き等も見ながら取り組んでまいりたいというふうに思っております。</p> <p>9番正路議員。</p> <p>今村長が言われたとおり、便利なのはこの上ない訳ですけども、支払い以上の経費がかかるのであれば、そこもちろん考慮しなければならない分だと思っております。実はですね、税務課の皆さんにご迷惑をお掛けしたんですが、口座振替のある程度補完の1つの材料として、スマホ決済であれ何であれできればいいのではないのかなという発想の下に質問をした訳ですけども。これを書類といいますか、データを取ってもらう以前は、口座振替が6割は超しているんじゃないのかなという個人なりの考えだったんですが、データを取ってもらった関係では、村県民税、固定資産税、軽自動車税、そして国保税というのを合わせた中だと33.7%しかないということで、若干もくろみは違った分もございまして、これほど口座振替が少なかったのかなという感じで受けておまして、そういったのを考えるとやっぱり先ほど村長もおっしゃったとおり、口座振替等、あえてそこの手数料は言いませんけども、口座振替を進めた中でやっていって5割6割というところまでいけばそれなりにスマホ決済なり少ない部分での経費はかかるとしても、ある程度持っていても将来的にはいいのではないのかなと、今いまのことではございませんけどもそのように思います。いずれにしても今後デジタル庁なるものができたとするならば、たぶんこういったのは積極的に導入しろというようなことにはなってくると思っておりますので、部署でもそれなりの検討もなされているというようなこととございまして。そしてまた、スマホ決済をした中で、どのくらいの収納率が上がってくるかというのも検討していかなければならない材料だと思っておりますので、何も積極的に今早い段階で導入をする必要もないとは思いますが、他市町村、そういったところからの聞き取りなり、そのあとは決済会社の手数料関係の縮小もできるのかどうかといったようなことまでを一つ検討していただきながら、将</p>
--	--------------------	--

	<p>議長</p> <p>嵯峨議員</p> <p>議長 枉屋村長</p> <p>議長</p>	<p>来的な判断をしていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。答弁は結構ですので、そういったことをひとつまとめていただいた中で、1年後になるか2年後になるかは分かりませんが、そういったことをひとつまとめていただいた中で、提示していただければいいのかなと思っておりますのでよろしくお願いいたします。終わります。</p> <p>以上で、9番正路正敏議員の一般質問を終わります。</p> <p>次に、1番嵯峨典行議員の一般質問を許します。</p> <p>1番嵯峨典行議員。</p> <p>1番嵯峨典行です。「普代浜防潮林の復旧について」お伺いします。</p> <p>東日本大震災から10年経過した現在、いまだ手つかずの状態になっている普代防潮林を復旧できないものかと思うところであります。普代水門外側は、北側・南側とも整備され、素晴らしい景観となっておりますが、水門内側の防潮林は荒れ果てた状態のままになっております。</p> <p>数年前、普代村の津波防災について、BSプレミアムで放送され、普代水門を数メートル乗り越えた津波をその先にある防潮林が完全に食い止めたことと岩手大学准教授が結論付けていました。</p> <p>観光(景観)面、防災面から普代浜防潮林の復旧は必要ではないかと思っておりますが、村長の考えを伺います。</p> <p>枉屋村長。</p> <p>嵯峨典行議員の「普代浜防潮林の復旧について」の質問にお答えをいたします。普代浜防潮林・海岸防災林ですが、これにつきましては、震災後の中央防災会議で、多重防御の1つの位置付けということにされてございまして、岩手県では本村分についてもその復旧を計画をしまして、平成28年、県有地5,700㎡にクロマツ2,851本を植栽し、翌年にも1,800㎡に882本の補植を行っていただいているところであります。これが順調に生育するはずでございましたが、残念ながら平成29年と30年の下刈時の確認で、ほとんどが残っていない状況にありました。河川水位が上昇している影響で、苗木が根腐れを起こしてしまったものであります。現在、その水位の改善が図られてからの取り組みを予定する中で、再度の植栽が見合わせになっている状況にございます。村でもご承知のとおり、倒木となった松や台風災害による流木などの片付けに鋭意取り組んでおりますが、現在のような間引き状態となった松林では、強風でどんどん松が倒れる状況が多くなってきてございまして、一方で普代川右岸では、県有地以外のほとんどが筆界未定地でございまして、もろもろの諸作業を進め難い状況にもなっているところでございます。</p> <p>いずれそういった状況の中にはございますが、今後も倒木処理等とはもとより再度の植栽に向けまして、水位の上昇改善などを県に要望もしながら、県と連携もして植栽への取り組みを進めてまいりたいというふうに考えておりますことを申し上げまして答弁とさせていただきます。</p> <p>1番嵯峨議員。</p>
--	--	---

	嵯峨議員	<p>答弁ありがとうございました。確かに村長が今しゃべられたとおり、松を植えたというのはちょっと私も分からなかったもので、1回チャレンジといたしますか、やったけども失敗に終わったという話は今初めて聞きました。確かに漁協の方から流れていく方の川が水門側に行くと蛇行したり何だりして、台風とか来ればすごい増水して、やはりあそこら辺がみんな水浸しになってしまうのをちょいちょい目撃していますので、やはり松を植える前にはやっぱりどうしても川の護岸工事とか何とか先にやらないと、また植えてもまた同じことになるんじゃないかなという思いであります。そして景観面ですが、どうしても普代浜の北側・南側を毎朝通っているんですが、すごい雑木等がただ生い茂ってこれがみんな雑木を伐採してきれいにして、あそこに松林ができればすごい景観になるのではないのかなという、観光面からですか。反対側の外側はすごい見晴らしのいい景色に、芝生があったりいろいろな手を加えてすばらしい景観なんですけど、どうしてもそこまで通る内側の方があまりにも見苦しいというような景観になっています。漁協の方から太田名部の方に行っても、学校側の方どっちを行ってもただ雑木が生い茂って、もう少しこれを何とか手を加えてもらえないかなという面もありました。</p> <p>防災面ということ言えば、BSプレミアムの和村元村長の特集を数年前にやりました。そのときに多重防御、村長が今申されたとおりですが、8mくらい乗り越えた津波をその先にある防潮林が完全に食い止めたこと、岩手大学の准教授が航空写真ですか、上から見たので結論付けておいたのも事実でございます。まずいずれのものにもやる予定という方向で解釈してよろしいですか。そこを最後1点お伺いします。</p>
	議長 榎屋村長	<p>榎屋村長。</p> <p>お答えをさせていただきますが、まず県有地部分につきましては、ちょっと私の予測も入るかもしれませんが、林務部部門的には、どうしても地下水的なものは今の普代水門が出来たときのベースが決まったのでなかなか下がりづらいといった中で、林務分野が考える場合ですと、1m程度土盛りをした中で生育をさせたいというふうなことで考えるはずでございますし。一方河川部門では、遊水池だからそんなことをしてはいけませんよというふうな考えで当然取り組むということになります。そこに村が分け入って行って何とか県有地部分の景観のこともありますしというふうなお願いをしていくというふうなかたちになりますので、非常に困難を極める取り組みになる訳ですけども、いずれこれは努めたい、努力したいというふうに思っております。当然明戸でもそれから野田でも進んでいる訳ですけども、それは県有地部分について進んでいるというかたちでございますし、またどちらとも土盛りをすることができて根腐れ等が起きない中で育っているといったような状況ですので、うちも何とかそういった状況になればなというふうに思っております。</p> <p>一方漁協さん側から行った海に向かっての県道との普代川との間の部</p>

		<p>分、ここについては筆界未定がほとんどでございます。普代水門まで。それで震災の1、2年後でしたか、これはやっぱりどうしても議員お話しのような景観のこともあるというふうなことで地権者に5名くらい民地がある中で、3名ほど村で買わせていただいて、あと2名ほど残っていて、実質的には1人からは承諾をいただいて、もう1人から了解が取ればそれを借り上げてそして景観的なこともろもろの遊水池的なことの取り組み等を進めようかなと思ったんですけども。どうも私に信用がなくて、買い上げて土盛りをして高く売るんでないかなどという話しをされてしまってそれも断念といったようなことで、全体的な未定地になっておりますので、1カ所に手を付けてもそれは未定地の中だから、1本の木でも植えるなというふうに言われればなかなか強引に取り組みにくいといったような状況にもあります。そういったことで、非常に土地の所有関係からいってもなかなか取り組み難い場所にはありますけども、これについても職員と一緒にチャンスを見ながら、そういった取り組みが出るように進めてまいりたいというふうに思っております。いつどういふふうな取り組みをできるかということは県もいるし県の2部門がそれぞれの立場での相手にもなりますし、またなかなか民地の所有者もこれまでの経緯等もあってなかなかすぐの了解もとといったような状況にもあろうかと思っておりますので、いつどういふ取り組みは名言はできませんけども、いずれ前向きに取り組まさせていただくというふうなことでご理解をいただきたいと思っております。</p> <p>1番嵯峨議員。</p> <p>分かりました。まず一生懸命取り組んでいるということですので、10年かかるか20年かかるか分かりませんが、そういった方向で頑張っているってほしいと思います。</p> <p>それとですね、あと1点防潮林とは関係ないんですが、関連で議長よろしいでしょうか。近くのことです。</p> <p>はい。</p> <p>今北側のシャワー室がある方のちょっと先の方が手つかずの状態になって石がいっぱい積まれた状態、あそこはいつごろきれいに整備するのかな、いつも行く度に考えておりましたが、そこだけ1点お伺いして私の質問は終わらせていただきます。</p> <p>柂屋村長。</p> <p>お答えをさせていただきます。いずれ同じように、1日も早く土で土盛りをしている部分に何か植栽とか、あるいは地形的に水たまりができやすいところですので、何か簡易な舗装でもといったようなことができればなというふうに思っておりますけれども。何せあそこらを工事に今現在使っております、人道橋を今年度内に造る予定の工事のいろんな資材を置く場所にもなろうというふうなことでございますし、もうちょっと河口閉塞の部分のテトラ等が来た場合には、導流堤を超えてあつ</p>
	議 長 嵯峨議員	
	議 長 嵯峨議員	
	議 長 柂屋村長	

	<p>議長 嵯峨議員</p> <p>議長 榎屋村長</p>	<p>ち側にやらなければならないとなると、大きな重機が必要ですのでそのこともどうかというふうな思いでございましたが、いずれ何とかあそこのロケーション非常にいい場所なので、そういったもろもろの観光客の呼び込みに使えればなというふうなことであります。なお、あその舗装している道路より北側の部分は、全て村の土地というふうなことになりますし、それからちょっと北側の山から下りた 300 坪～500 坪くらいにつきましては、震災後に東京の方から寄付をいただいておりますので、そこらの土地の境界等も再確定をしていく中で、なお景色がいいというか、そういったところも村の土地がありますので、そこらを含めても皆さんと相談もしていければなというふうに思っております。</p> <p>（「終わります」と嵯峨議員）</p> <p>1 番嵯峨議員の 2 項目目の質問を許します。</p> <p>2 つ目の質問をさせていただきます。「高齢者福祉について」でございます。現在、福祉灯油として 65 歳以上の独居高齢者 2 人世帯に 5,000 円分の灯油代を補助していると聞いております。対象件数は、独居、2 人世帯合わせて 154 世帯で 77 万円とのことでした。そこで、数件の高齢者の方々から実情を聞いてみると、ひと冬の灯油代が約 7 万円から多い人で 10 万円ほどの支払いということでした。そこで、この灯油代補助の額をいくらか増額できないものか村長の考えを伺います。</p> <p>また、最後に以前提案した自家用車を所有していない高齢者世帯へのタクシー券の補助についての進捗状況を伺います。</p> <p>榎屋村長。</p> <p>嵯峨議員の「高齢者福祉について」の質問にお答えをいたします。</p> <p>まず、福祉灯油代補助の額の増額についてであります。この被災地福祉灯油事業は、東日本大震災による被災を受けた方々などの早期の生活再建と経済面での負担軽減を図るため、県と市町村が連携し実施をしてきているところでございます。ご案内のとおりでございます。その昨年度の実績は、議員お話しのとおり高齢者世帯 154 世帯に単価 5,000 円で総額 77 万円を助成したほか、ひとり親・障がい者・生活保護の世帯にも助成させていただいており、その財源の 2 分の 1 は従前どおり県からの補助をいただいているというふうなかたちになってございます。助成単価の 5,000 円についてでございますが、県での市町村への補助単価の限度額を参酌する中で、昨年度も沿岸の全ての市町村が 5,000 円同額で実施をしてございます。</p> <p>震災から 10 年が経過をし、沿岸部の復興も進み、その街並みや被災者の生活も変わってきている中、もし本年度もこの事業が実施される場合でもその助成額につきましては、燃油の一層の急激な高騰やあるいは激甚的な災害等が発生するなどの相当の事情が発生しない限りにおきましては、増額を行わないというふうな取り組みと考えさせていただいておりますのでご理解のほどをお願いをさせていただきます。</p>
--	---------------------------------------	---

	<p>議長 嵯峨議員</p>	<p>それから、高齢者世帯へのタクシー券の助成についてでございますが、コロナ禍においても、高齢者の皆様が安全に安心して生活に不可欠な食料や物資などの購入ができていくようにタクシー券の助成により、これを少しでも支えていく趣旨で支援を行うべきというふうに考えさせていただいております。今議会の補正予算(案)に計上させていただきました所要額を計上させていただいておりますので、ご審査のほどをお願いを申し上げます。</p> <p>なお、本年度以降のこの助成への取り組みにつきましては、他の制度での分も含め、本年度の活用実績を検証し対応させていただくというふうなことで考えさせていただいておりますので、答弁とさせていただきたいというふうに思います。</p> <p>1 番嵯峨議員。</p> <p>どうもありがとうございました。この福祉灯油の関係、県の補助金も入って、震災絡みで他市町村も 5,000 円というのが上限が決まっていると。なぜ私が福祉灯油の増額を申し上げたかと言いますと、やっぱり高齢者福祉をですね、財源もなしにこういった事業は当然村でもできないとは思いますが、ふるさと納税の方ですね、昨年 2 億 3,000 万円、今年も 1 億 3,000 万円入って。この間行って聞いて寄付者の使用の目的をアンケートというかマルをしたのをちょっと見させてもらったんですけども、前年度で、高齢者福祉とか例えば子育て支援に使えるお金が約 1,500 万円あると確認しました。昨年の実績で、1 番は産業関係が 3,000 万円くらいということでしたので、それでも 1,500 万円からの高齢者福祉関係に使えるお金はありますよという話しを聞いた中において、154 世帯で 77 万円ですか。</p> <p>新たに提案したいんですけど、県とは別に村独自として、福祉灯油としてもちょっと金額を上げたのでこの高齢者世帯に対する助成ができないものなのか。というのも前回、私高齢者に対して、何かしら今まで普代村のために頑張ってくれた 70 代 80 代の方々に何らかのかたちで報いてやりたいという思いで前回も医療費補助の関係を提案させていただきましたが、法律の関係でちょっと難しいと、その中において福祉灯油ですね、これは村独自でできるんじゃないかと思うんですよ。県補助うんぬんかんぬんは別にして。その額も実際問題 77 万円、ちょっと少ないような気もするし、さっきも言ったとおりひと冬の灯油代が約 7 万円から多いところで 10 万円、これはかけれるからこれは多い方だとは思いますが、独居の全く国民年金の人だと月 6 万円弱ですよ。その中において灯油代を 1 万円以上払うということになればとんでもない負担だと思うんですよ、独居の高齢者特にも。私数年前にお年寄りの家を用があって訪問したときに、1 月だったか 2 月だったか冬の寒いときでしたが、ストーブがあっても付けないんですよ、コタツにどてらを着てコタツの中で震えながら入っている状況を見たときに、議員になってからだった</p>
--	--------------------	--

	<p>議長 榎屋村長</p>	<p>かなる前だったか定かではありませんが、やっぱりそういう実情もあるんですよ。お年寄りの中には、年金生活だけの独居の人もいると思うんですよ。厚生年金でない人も。やはりその中において、やっぱり灯油代というのは冬場になればすごい負担になるのではないかなと思って、県の補助が入らない村独自で何らかのかたちで高齢者に灯油代の補助として出せないものか。今油はすごい高騰しています。灯油も。油も実際120円～130円だったのも150円～160円ですし、灯油も100円近いですよ。10。安いときは40円～50円ですよ。倍以上です。やはりお年寄りが一番困るのは、独居の国民年金の高齢者だと思うんですよ。やはりたかだか6万円の中からはらない経費をかけるか、かけられない人はコタツにくるまって寒い思いをしているか、やはりそういうことを考えるとわれわれ議員としては、そういう村民が1人でもいれば何とかしてやりたい、それがわれわれ議員の務めだと思っております。</p> <p>やはり村長におかれましても、村独自でせっかくふるさと納税というのが、普代村もトップクラスなんですよ、岩手県でも。これはもちろん森田室長をトップとした係の人たちが、いろんな創意工夫をして額を上げている状況も分かっております。本当に頭が下がる思いです。やっぱりそういった財源があるから私は言っているんです。なければ出せません。「財源もないのにこんなものはできるか」と、そっちからいくらでも100万円でも200万円でも引っ張れないものなのか、1,500万円のうちから。前年度であれば。今年度もおそらく1億3,000万円ということになればやっぱり昨年並みにいくんではないかと、ただ1番村長が危惧していることは、こういったのはふるさと納税には山があるから継続的な施策は打てないという絶対答弁はあると思うんですが、やはり連動してもいいと思うんですよ。ある程度の5,000円なら5,000円を最低限度にして、ふるさと納税が上がったときにはプラス3,000円足しますよ、下がったら5,000円で我慢してください、何もずらっと1万円2万円をやれと言っているのではありません。財源がせっかくあるものだから、それを高齢者福祉に回してもらいたいというのが私の意見ですが、村長としてはいかがでしょう。村独自の福祉政策として、この福祉灯油、県とは別にできないものなのか。そこらの辺をお願いします。</p> <p>榎屋村長。</p> <p>お答えをいたしますが、ご存じのように県での補助事業のスキームでなくても当然できるということになります。それは、議員さん方と相談をした中の施策の選択ということ、それから集中ということになる訳です。例えば、今のふるさと納税の分がどこにどの程度と、ある程度の単年度の目途もありますけども、全体・長期の目途も当然付けていかなければならないですし、高齢者施策に入れられる事業もある訳ですけども、それに入れれば当然1,500万円を超えているから、いらない、入れられないよというかたちにもなってしまう訳で、そしたら今度は別の方</p>
--	--------------------	--

	<p>議長 嵯峨議員</p>	<p>の事業でそっちの分のあれに産業政策に入れるといったようなことで、お互いきりがいい施策間のやりとりにもなってしまうというふうなことでございます。なぜその77万円に事業費というか、その分の灯油分の高齢者分のことになっているかと言え、対象が狭まっておりまして、その対象人数が少ないから、全ての高齢者ではない訳でございます。議員さんお話しのように、いろんな施策がある訳ですけども、補助等がある部分の施策については、県と同じに、あるいはそれをちょっと生保の部分、考え方をあれして見直しもしている部分もありますけども、そういったかたちの中で実施をしていかなければならないと。そうでないふるさと納税的なことでの新たな取り組みになれば、最初からこの範囲というふうなことも縛りをかけて77万円今やっているのをただ単に5,000円を1万円にして、154万円やればいいというふうなことには、私はなかなかいかないのかなというふうなことでおります。</p> <p>従って、総体的にそういった部分のことを福祉課サイドから検討もさせますし、全体的な取り組みは理解をされて、できるだけ薄くても広くの方がいいのか、絞って厚くの方がいいのかといったようなこともやっぱり議論をしなければならぬ部分にもなりますので、そこら辺の議論をする中で検討を深めていきたいというふうに思います。当然にご理解をいただいているように、今の県からの補助ももらっている制度の中では私のところだけが特別に増やしていくという部分はなかなかしにくいのかなというふうなことでございます。やる場合にはご提案があったように同率の部分でというふうなかたちにするしかないなというふうな思いでおります。</p> <p>1番嵯峨議員。</p> <p>もうあまり何も言いませんが、やはりこのふるさと納税というのは、本当に大きいと思うんですね。前年度実績で1億円以上が村で自由に使える、今年も1億3,000万円ですから、約6,500万円からのお金が自由に使える、今まではなかった、ということは裏返せばふるさと納税がない時代は一般財源の方でいろんな事業をやった、やっぱりふるさと納税が入ることによって、一般財源の負担がなくなるという面もある訳ですよ。まったく事業をやらない限りは、やはりこのふるさと納税を大事に活用してもらいたいと思います。たかだか2,500人の村の中において、困った人も助けられないということであれば、われわれ議員ももちろん、村長ももちろん値がないんですよ、当然。これが1万人とか10万人のところであれば本当に困った人を探すっていったってとんでもないことですが、たかだか2,500人です。目が行き届く行政であってほしいと思います。</p> <p>最後にタクシー券の補助ですが、どうもありがとうございました。載ったというのを分からなかったもので、最後にお伺いしました。この件に関しては、本当にお礼を申し上げます。最後になりますが、何とか村</p>
--	--------------------	---

休憩再開	議長 梶屋村長	<p>長におかれましても、高齢者福祉に関しては、今から少子高齢化がどんどん進んでいきます。どこの市町村の新たな立候補者の公約を見ても少子高齢化対策というのがほとんど1番目に挙げられています。お題目のように。じゃあそれをどうやって実現するかという具体策がないままただそれを言えばかっこうが付くのではない、じゃあ少子化を、子育て世代の人たちをどうやったら助けられるか、70代80代のお年寄りを最後まで普代村で生きててよかった、ここで死ねてよかった、ああ助かった、村に住んでよかったとそういうふうな考えを持っていただきたいと思います。以上で終わります。</p> <p>梶屋村長。</p> <p>私の方からもお話しをさせていただきたいと思いますが、いずれどの世代、あるいはどの立場でもたかが2,500人といえども、いろんな生活対応をしているような仕事にも就いたりいろんな生活状況にもある訳でございます、その方々の暮らしにくさとか困ったことというのをやっぱりお聞きをしながら進める訳ですけども。村長は高齢者に対しては何の手当てもしないというふうなことではなく、皆さんと相談をしながら、お話しいただいたような困ったことができるだけ全ては解消できない訳ですけども、少なくしていくというふうなことを皆さんの指導もいただきながら取り組んでまいりたいというふうに思っておりますので、先々はともかく今後ともよろしくお願いをいたします。</p>
	議長	<p>(「失礼しました」と嵯峨議員)</p> <p>以上で、1番嵯峨典行議員の一般質問を終わります。</p> <p>ここで、11時15分まで休憩いたします。(11:10)</p> <p>休憩前に戻り、会議を再開いたします。(11:15)</p> <p>次に、6番中上一登議員の一般質問を許します。</p> <p>6番中上一登議員。</p>
	中上議員	<p>6番中上一登です。私からは村長と教育長に質問をさせていただきます。まず「沢向河川と藻場の回復について」お伺いいたします。</p> <p>令和元年12月の定例会において、沢向のダムを透過型ダムにすることで土砂流出時に流木の捕捉と、平時には河川環境の回復ができるのではないかと質問させていただきました。そして海への影響ということについても言及いたしました。</p> <p>今、三陸沿岸各地で磯焼けが問題となり、ウニ・アワビの不漁が続いております。議会で村長からいただきました藻場を回復した事例の資料情報では、鉄理論によりオール岩手で三陸漁場の藻場を再生しようとするものです。森林と藻場再生の関係については、30年も前から気仙沼の畠山重篤さんが手探りながらも実践し、その成果は国連にも表彰されております。根本は、山からの腐植土に含まれる鉄分の不足であることが専門家により解明されております。その専門家の指導の下、鉄分を人工的に供給し藻場が再生した漁協もあるということも資料情報の中に載っ</p>

	<p>ております。岩手県においては、三陸沿岸全体で一体となり、その地域にあった藻場の再生に取り組んでいかなければならないと思います。</p> <p>そこで、お伺いたします。</p> <p>まず、はじめに村長にお伺いしますが、沢向の河川状況について伺います。2019年の台風による被害で、沢向の川にはいまだに川岸にブルーシートがかけられ、川沿いの民家では非常に不安を抱えていると聞いております。磯の環境は、ダムや河川の環境に左右されることがはっきりとしております。危険性という意味でも、ダムの影響で川岸が浸食されているのではないかと、ダムの改良の必要性を県はどのように認識しているのか、調査などは進んでいるのかについて村長にお伺いいたします。</p> <p>2つ目に、三陸沿岸全体の取り組みとして、村でも藻場の再生の研究等について県に要望してみてもどうかと思います。そのための地元の漁業関係者の意向等の確認方法など考えられる案をお聞きいたします。</p> <p>3つ目は教育長にお伺いいたします。「森は海の恋人」であったということで、「海は鉄で救われる」ということが分かってまいりました。普代小学校には「海づくり少年団」があります。活動は、ワカメの刈り取り体験など育った後の作業の体験が主であるように認識しております。海は、管理して育てるものだということも漁業者の知恵として必要ではないかということをお伺いいたします。学校全体であるのか、少年団としてなのかは別といたしまして、沿岸地域に生まれた者として、まさに「海づくり」を認識できる活動も必要ではないかと思うのですが、教育長の見解をお伺いいたします。以上です。</p> <p> 議 長 榎屋村長</p> <p> 榎屋村長。</p> <p> 中上一登議員の「沢向河川と藻場の回復について」の質問にお答えをいたします。</p> <p> まず、沢川のダムの影響で、川岸が浸食されているかですが、水量調整をしないダムでありまして、あのダムがあることでの浸食は、特に下流域にあつては考え難いというふうなことで県からお聞きをしております。</p> <p> 次に、ダム改良の必要性への県の認識でございますが、鋼製の流木捕捉柵の設置改良については、今後調査・検討を行い判断していくこととありました。ご承知のとおり、本年度と来年度の2カ年度で堆積土砂や流木等の除去作業を行うこととありますが、この作業を進めながら検討が行われ、作業終了までに方向性を出していただけるものというふうに私の方では理解をしております。</p> <p> 村といたしましては、沢川の災害の件でございますけれども、流木が沢漁協さんの倉庫前の橋などに引っ掛かって、道路などが被災をしておりますし、またその流木が海に流れ出て、漁業被害も出ていることから、是非流木捕捉工への改良は実施をいただきたいというふうに村は考えておりますし、さらに可能であれば、不透過型砂防堰堤の川や海への環境へ</p>
--	--

	<p>の負荷の改善にもつなげるといったこと、あるいは流木捕捉を効果的に行うといったことで、近年多くの堰堤などで行われているというふうに聞いております透過型への改良の工事にも取り組んでいただければというふうに思っておりますので、このことは改めて県北広域振興局にも協議お願いをしに行つてまいりたいというふうに考えさせていただいております。</p> <p>次に、県への藻場再生の研究等の要望ですが、本村でも機会を見つけてまして状況の説明と調査等の実施について要請をお願いをしてきており、昨年度は「普代村地区・藻場分布状況調査」を実施いただきました。力持・太田名部・黒崎での藻場の現在の状況と、藻場の形成を阻害している要因の調査、そしてその要因に配慮をした藻場の回復案の検討をいただきその結果につきまして、漁協さんとそして村にも報告をいただいております。加えまして県では、堀内漁港のまついそ公園内で 400 個のウニの蓄養試験を行つておりまして、今年の冬も継続することでおります。このように県でも少しずつ見えるかたちにはなつてきてございましたけれども、藻場再生とか、磯焼け対策への調査・研究を進めておるところでございます。村におきまして、今後の取り組みをしっかりと行つていただくよう要請もしてまいりたいというふうに思っております。</p> <p>なお、藻場回復などへの最終的な取り組みにつきましては、議員各位からのご助言もあるように漁業関係者の主体的な取り組みによることがまさに効果そして成果も早く出るということで、そのとおりでというふうに考えさせていただいております。</p> <p>是非、県の調査などに基づく提案で本村に最も効果的とされております、カゴ採取などでの痩せウニの除去による個体数密度の低下と、そしてそれを蓄養にも回していくといったような取り組みが行われるよう私どもも後押しもさせていただければというふうに思つてもおります。</p> <p>本村の漁業者さんたちは、大変に忙しい形態での経営をされております。その中で、地区の漁師組合さんや小グループでの取り組みも可能ではというふうにも思つておりますので、そういった取り組み方向についてのご意見や意向の確認もしてみたらと、するべきかなというふうにも思つておりますこと申し上げまして、私への 2 点の質問の答弁とさせていただきます。</p> <p>三船教育長。</p> <p>それでは私からは、6 番中上一登議員の海づくり少年団を問わず沿岸地域に生まれた者として海づくりを認識できる活動の必要について、ということのご質問についてお答えさせていただきます。まず結論から言いますと、学校で本村の基幹産業である漁業、そしてそれを支える海の環境を総合的に学ぶ意義は大いにあると思つております。それを踏まえての答弁とさせていただきます。学校教育の中では小学校 5 年生の社会科で海・漁業についての学びをいたします。その中で先ほど申しました</p>
--	---

議 長
三船教育長

	<p>気仙沼の畠山重篤氏が提唱し実践している、森は海の恋人運動の学習も行っております。森と海をつなぐのは鉄であるとか、海は鉄で救われるといった議員お話しの言わば鉄理論にまでは当然至ってはおりませんが、豊かな森があってそこから川に運ばれる森の栄養分が海に運ばれ、初めて豊かな海が存在するそういった意味での学びです。また授業のほかにも総合学習の中で海とその環境といった学習にも取り組み、さらには11月11日のサケの日給食では単にサケを使った給食を食べるのではなくて、振興局水産部の職員を講師に養殖・水産業のお話しなど、海への関心・理解を深めております。そのほかに本村には海づくり少年団がある訳ですが、平成11年度当時の堀内小学校に「堀内海づくり少年団」として結成されたことは、初代育成会の会長として少年団結成にご尽力をいただいた中上議員が私よりはるかにその経緯につきましてはご承知のことと思います。平成22年度に堀内小学校が普代小学校に統合となり、少年団の活動は「普代海づくり少年団」として引き継がれ現在に至っております。現在の活動内容は、普代漁協さんや水産業加工業者さんの協力をいただきながら、新巻き作りやワカメの芯抜き体験等、議員ご指摘のとおり育った後の作業体験あるいは加工体験が中心ですが、それでも沿岸地域でなければなかなかできない体験をしております。</p> <p>このような活動を通し、子供たちは子供たちなりに海・漁業への理解を深め、さまざまな気づきや興味・関心あるいは疑問を持つ中でやがては海づくりへの関心を深めていくものと思います。豊かな海を取り戻す海づくり活動は、海だけにはとどまらず地球環境との結びつきを考える機会にもなる訳ですが、そうした小学校での学びや海づくり少年団等の体験が子供たちの将来の生き方・考え方に、そしてSDGsの目指す目標のひとつ、海・陸の豊かさを取り戻す活動に深くつながればと期待もしておりますことお話しさせていただき、私からの答弁とさせていただきます。</p> <p>6番中上議員。</p> <p>ありがとうございます。最初の1番目の沢向の河川の水流によって川岸が削られてはいないというような結論に至ったと、県の方ではということですが、河川の研究をしている方の話しを見ていると、ダムからの小石が結局全部止められているので小石が流れてこない、それで川岸が削られれば川岸ができないのでだんだん浸食されていくんだというような実験結果も示しながらやっているところもあるんで、どっちが本当なのか私には分かりませんが、沢の川を見ていると、こういう石が結構ゴロゴロあります。ああいうゴロゴロした石があるということは、普通であれば小石が流れて小石に乗っかって大きな石はほとんど流れていくと、海の方へというパターンがあるんだそうです。ですから研究の成果はこういうことなんだなというふうに自分なりに理解してはいたけれども、それはそれで県の方も専門家がおりますでし</p>
--	---

議長
中上議員

ようから、何がどうなのかは今後またさらに研究を進めて少しでもいい環境をつくっていただきたいと思う訳ですが。何よりも透過型の方向へ検討をしていただくということはありがたいことだと思うんですけども、これは結構危険性も伴っていることなのでなるべく検討しながら、あそこを掘りながら検討するというよりも並行して一刻も早く進めていただきたいというふうに思いますので、今後も県の方へはことあるごとに要望していただきたいというふうに思います。

それと次に藻場の再生に関してですけれども、村長さんからいただいた資料を結構読んだり鉄理論を読んでみて、非常に興味というか知らないことだらけだったんですけども、昨年12月の定例会では金子議員さんが、「サケの不漁について対策を打つべきである」というような質問もしております。この資料によりますと、磯焼けの原因は海水温の上昇ではなくて、鉄分の供給不足ではないかということで、サケの稚魚は川を下ったあとに1カ月ほどで湾内の植物プランクトンなどを食べて成長し北洋へ旅立つと、湾内の植物プランクトンが減少すると動物プランクトンが減少し、餌不足になり、稚魚の生存率の低下につながるということも記されております。これはウニ・アワビだけの問題だけでなく、やはりプランクトンの問題でありますし、ダムを透過型にすることによって腐植土が鉄分を運ぶ役割をする、そこからではないとなかなか鉄分はプランクトンに餌としては難しくなるというようなことがあるんだそうです。ですから海・山全部一緒くたに考えていかなければ漁業関係者だけがうんぬんという訳でもないのではないのかなというふうに思っておりますので、できれば村民全体で山を持っている人も畑を持っている人もひっくるめた状態で、そういった意識を醸成していければなというふうに思うんですね。何とかそういう進め方・広め方を役場が担っていけないものか、一時何十年か前に森は海の恋人運動の一環だったと思うんですけども、普代村漁協でも海に流してもいい洗剤ということで一時売っておりました。今でも売っているのかどうか分かりませんが。ああいった活動が今はあまり見られないんですけども、やっているのかもしれないけれども、そういったかたちでもうちょっと海に対する意識を海で生活する人が多い中ですので、そういった意識を広めていかなければならないのではないかなというふうに思いますので、村でそういうのを広める方法というのを何か対策を打っていただければなというふうに、もちろん漁協さんも必要なんでしょうけども漁協と村が一体となってそういうのを進めていければいいなというふうに思います。過去にもやはりこういった質問はあったらしいんですね。やっぱり森林を整備しなければだめだと、ただ森林整備となると個人の山も結構あるんで、個人がうんと言わなければだめだと、お前がしたような質問は何十年も前にやっているよというふうに言われたんですけども、やっぱりそれは途中で辞めてしまった、質問をすればいいのかという問題ではない

	<p>議長 榎屋村長</p>	<p>んですけれども、それを実行できなければどうにもならない。それを継続してやっていけるのは、役場とか漁協の組織であるのではないのかなというふうに思いますので、何とかそれを続ける方法を何か案がありましたらお聞きしたいと思います。</p> <p>それからあとは、教育長に伺いました。やっぱり鉄理論にはまだ至っていないということで、最近分かってきたことのようなんですけれどもね、実践として分かってきたのが 20 年程度であるのかそこらだと思うんですけれども、山からの腐植土の中にフルボ酸とフミン酸というのがあるそうなんです。そのフルボ酸の中に鉄分があってそれが川から海に伝わってきたときに浮かんでいなければプランクトンの餌にはならないと、だからいくら鉄理論といっても鉄を海の中に沈めるともうプランクトンの餌にはなり得ない訳なんです。沈めてもただ鉄が酸化するだけで、重くなって沈むだけ、これが二価鉄にならなければ浮かんでこないというようなことがありますので、それがフルボ酸の役割で。やっぱりこれが山の役割だというようなことも、子供たちにも小さいうちから海づくり少年団なりで少しでも広めておくことによって、大人になってから海と山と川の関係というのが浸透してくるのではないかなというふうに思いますので、何とかそこら辺も含めながら、海づくり少年団等の活動も進めていただければというふうにも思います。それでは、先ほどの質問をよろしくお願いします。</p> <p>榎屋村長。</p> <p>いろいろご指導ありがとうございました。いずれそのとおりに海・山・川そしてその中で海の腐葉分をしっかりと、そして海でプランクトン等々の生育環境をよくすることで磯物もあるいは魚類あるいは回復していく魚類等々にも非常にいい効果があるといったようなことそのとおりでございます。これは何とか議員さんお話しのように三陸沿岸で、あるいは村全体で取り組んでいくようにしなければなというふうな思いでございます。遅ればせながら、今回の補正作業に入る前に資料をお渡ししたことに関わりもありますけれども、いずれ新たに広まっているSDGsの中での取り組みというふうなことで、再スタートといったような意味で担当課の方では、海の担当も山の担当もあるいは政策の担当でもそういった取り組みを考えて上げてよこしてくださいということでお願いをしまして。結果おそらく額的には小さいと思うんですけれども、それへの勉強、あるいはまず最初は子供たちでも、あるいは小さなグループでも例のプラ問題のことの解消も含めて簡単な清掃活動でもいいでしょうし、そういったのも含めて行うような提案をしているというふうに思っておりますので、こういった取り組みを今年度進める中でまた来年度取り組みを検証した中でより深く取り組んでいければなというふうな思いであります。子供そして地域のお母さん方、そしてそれを取り巻くグループといったので浸透させていければこれまでと少し違ったスピードとか輪</p>
--	--------------------	---

	<p>議長 三船教育長</p>	<p>で取り組めるのではないかなといった思いもあって、そういうふうな感じで取り組ませていただくというふうなことでおりますので、取り組みの状況をご覧をいただいでいてさらなるご指導もいただければというふうに思っております。</p> <p>あと前後しますけども川の件、振興局では今のダムがあってもなくても削られるのは削られるんだというふうな話しぶりにも聞かれますけれども、それはそれとしてもただ単に削られるだけではなく、やっぱり海の環境のことそっちの方も考えてもらいたいなと思っているんですけども。なかなか分野が土木分野というふうなことになればなかなかそれがうまく伝わらないといったようなこともありますけども、いずれ必要性を一生懸命訴えていきたいと思えますし、流木の捕捉については考えていただけるのではないのかなと私は思っております。また透過型、これについては何かお願いはしますけども、進みにくいような気もしておりますけども、これはちょっと攻める手段をいろいろ考えながら、取り組んでいきたいなというふうな思いでおりますことを申し上げます。</p> <p>三船教育長。</p> <p>先ほど答弁させていただきましても、二酸化炭素は食物連鎖の底辺にあると言われております。食物性プランクトンですけども、二酸化炭素を吸収すると、今地球温暖化とか森林伐採、海洋汚染などの人為的なことも相まって二酸化炭素の排出量が大いいため自然界ではなかなか二酸化炭素の吸収が間に合わないというようなことが言われております。先ほど森は海の恋人というお話しをさせていただきましたけども、中上議員さんをご指摘のとおり、結局何を運んでいるかということなんでしょうと思います。ただ学校現場の中では、まだそういったところまでは深める学習はしておりませんが、基本的には森が豊かな栄養分、鉄分ですけども、を川に運んで行って川が豊かになってそして海が豊かになると、だから自然界ってつながっているんだよ、海は海、山は山、川は川じゃないんだよというそういった学びです。少年団の中で今後そういった取り組みができるのかどうかは、今後学校とも相談しながら、海づくりといいますか、ここに住むものとして、やはり漁業に関心を持って、漁業からいろんな学びを得ながらそして疑問も抱きながら先ほど言いましたSDGsにつながるような活動がつながっていくこと、そして一番大事なものは、やはり大人がそういった見本を見せることが子供への一番の刺激になるのかなというふうな思いもあります。村長からも答弁がありましたように、忙しい中ですけども漁業を生業とする人たちのそういった取り組みがもし普代村でできて、それを子供たちと一緒にできるのであればまたそこから深い学びがつながっていくと、森は海の恋人につながっていく活動になるのかなと、そして海づくりということにも関心を示して、子供たちが将来そういう考え方・生き方をしながら、いろいろなことに興味を持って疑問を持って取り組んでいけるような活</p>
--	---------------------	--

	<p>議長 中上議員</p>	<p>動になればという思いがございます。よろしく申し上げます。</p> <p>6 番中上議員。</p> <p>ぜひとも子供たちの知識を深めていっていただきたいなというふうに思います。今のあれで思い出したというかあれなんですけども、畠山重篤さんの本に書いてあるんですけども、三陸沖は世界三大漁場の 1 つであるということを初めて知りまして、水産物の漁獲量の全国の半分が金華山沖から北のこの三陸沿岸で揚がっているということで、言わば魚の宝庫な訳ですよ、それを少しずつわれわれ人間の手で浸食してしまってきている。これはわれわれ人間の手で何とか元に戻さなければならぬし、三陸沿岸の生活の糧である訳ですから、言わば三陸沿岸は仕事場でもあります。生活の基盤でもありますので、何とかこれは守っていかなければならないなというふうに思っておりますので、海づくり少年団への教育の方もよろしくお聞きしたいと思います。</p> <p>最後に 1 つ質問なんですけれども、先ほども村長が最初の答弁で 2 番の件に関して藻場の再生について調査をしたと、主要な施策の成果を説明する書類にも載っておりますけれども、磯焼け状況について調査をしたとあるんですけども、その調査結果がどのようなものであるのかですね。今県議会でも動こうとしている磯焼け対策の、村長からいただいた資料との整合性というか、そういうのが岩手県全体で県で動いてもらうことがわれわれ自治体でも活動しやすい訳ですね、漁協さんにしても森林組合の方にしても、いろんな団体が一緒になってやれるメリットがある訳ですが、これの整合性と全く別の調査としてやっていくのか。どこで整合性を付けるかなというのがちょっと疑問なんですけれども、どこかで折り合いを付けてやっていけるものだとは思いますが、調査結果はどうであるのかをお聞きいたします。</p>
	<p>議長 柁屋村長</p>	<p>柁屋村長。</p> <p>お答えをします。ちょっとコロナの関係もありまして、昨年の調査結果の公表等が本庁での了承等を得るに時間がかかりまして、昨年は 3 月末でも 4 月でも皆さんに配布等できればよかったですけども、それができないでございまして、担当の方でも今議会が終わるまでには配布をするように準備をするというふうなことでございましたので、後で配布をさせていただきます。なおその結果については、3 カ所お話ししましたけれども、その中には砂がたまって藻場がなくなっているところもあります。あるいはウニの食害により密度が高く、なくなっているところもありますといったような状況の確認からの阻害要因の各場所での検討、そしてそれに対する普代ではどういう取り組みを一番やったらいいかなというふうなことでの取り組みを 2、3 挙げていただいておりますというふうなことでございます。答弁の中でお話ししたのは、一番普代にとっていいというのが、場所によってウニの密度が高すぎるといったようなことなので、それを痩せているのだから採って蓄養をしたらといった</p>

	<p>議長 中上議員</p>	<p>ようなことの提案が最もいいなというふうなことでさせていただきますので、そのところを進めていければなど、そして後押ししていければなどというふうに思っておるということです。資料につきましては後で配布をさせていただきます。</p> <p>6 番中上議員。</p> <p>ありがとうございます。最後にしますけども、要するに今調査をして、藻場の回復の調査というふうに通って聞いたんですけども、今海の状況の調査ということで、調査結果のそういったデータがあるということは非常に強みになると思うんですね。だったらいかにして藻場を回復していけるかという。長良川の河口堰を造るときに、その前に気仙沼に大川というところがあるんですけども、そこにダムを造る計画があったと、それを阻止するのにどうしたらいいのかということで、長良川が結局河口堰ができてしまったのでそれが何でできたのかということを知山さんが調査に行ったと。調査に行ったら分かったことは漁民が知識がなかったと、それを造ることによって海にどういう影響が与えられるかと、そういった知識とかデータが全くなかったんで、何となく自然破壊するからだめなんじゃないのかなというふうなそういった反対だけで確固たるデータを示したりとか知識で反対することができなかった結果、結局河口堰ができたんだということを知った上で分かった上で帰ってきていろいろデータを広めて、大学の先生にも協力を得て、結局大川ダムはできなかったと、それで三陸の気仙沼湾を守ることができたというふうなことが書いてありましたので。やっぱり村民とか子供たちに知識を広めるということは、非常に大事なことなんだなというふうに思いましたのでぜひとも進めていただきたいと思います。以上で質問を終わります。</p>
	<p>議長 中上議員</p>	<p>中上議員の 2 項目目の「普代村の観光イメージについて」という質問でございますので、これをお願いします。</p> <p>6 番中上議員。</p> <p>2 つ目の質問をさせていただきます。「普代村の観光イメージについて」村長にお伺いいたします。コロナ禍の現在、業種によっては経済環境が厳しい状況にあります。今後はコロナ後の村民経済を考えなければならず、観光対策など行政の対策は経済循環に影響してきますので責任は重大だと思います。観光といっても、「普代村の目玉スポットはどこですか」と言われれば、なかなかすぐには思い浮かばないという意見も聞かれます。今後、河津桜が目玉になるまでにはまだ時間がかかります。三浴道が全線開通すると交通量は確実に増えます。多くの人の目に触れる位置に存在感のある役場庁舎があり、三浴道から見たときの訴求力に活用しない手はありません。先ほどの質問でも申し上げました、「森は海の恋人」と言われるように、かつて普代には南部藩直轄の割沢鉄山がありました。鉄分豊富な森から恋人である海に鉄分を供給し、豊富な海産物が誕生していく、そこに全国から選ばれた灯台・恋する黒埼灯台が川と海の仲を</p>

	<p>取り持つように森の中で光るといようなストーリー性も考えられます。水門に次ぎ、森と海と灯台の恋物語の絵本ができそうな気がいたします。</p> <p>そこで、黒埼灯台を普代村のイメージとして、観光の目玉にしていてはいかがでしょうか。かねてから伊藤県議会議員も提案しております以下の点について伺いたいと思います。</p> <p>1 つ目に、役場庁舎の上へ灯台モニュメント設置の具体計画はないのでしょうか。</p> <p>2 つ目に、観光客が黒埼灯台へ上がれるようにするという構想の進捗はどのようになっているのでしょうか。</p> <p>3 つ目の灯台周辺の木の伐採計画については、行政報告で先ほども来年 2 月までに伐採するとの報告をいただきましたけれども、何かさらに詳しい情報がありましたらお願いしたいと思います。以上 3 点について伺いたいと思います。</p> <p> 榎屋村長。</p> <p> 中上議員の「普代村の観光イメージについて」の質問にお答えをいたします。</p> <p> まず、役場庁舎への灯台モニュメント設置の具体計画でございますが、現在具体のものはないところであります。県議の先生や管内のまちづくり団体などからロケーション的にもアピールするに最適だと後押しもいただいておりますことから、構想的なものとしては、この議場の東側の屋上部分に広告板的なものでできればというふうなことを考えさせてもいただいております。今具体的なものは無いというふうなことです。</p> <p> 次に、観光客が黒埼灯台に上がれるようにする構想でございますが、やはり県議の先生や中上議員さんなどのお力添えもいただきながら、灯台の上部側の灯室付近への連絡橋、そして灯室付近にはデッキをといたようなものの設置を検討させていただいてまいりました。補助制度探しに難航する中で、1.5 億円(1 億 5,000 万円)くらいになりましようか、財源的なことで現在ストップしている状況にあります。財源確保へのチャンスを見つけるまで、当面はまずイルミネーション化や眺望改善によります灯台とその周辺の魅力アップを着実に図りながらそのチャンスを探っていくというふうなことであります。なお、10 月には、海と灯台プロジェクトの一事業といたしまして、黒埼灯台の「燈の守り人・キャラクター」というのがございますけれども、これについても普代村でこのキャラクターをといたようなことで指定をいただいて贈呈を受けることとなっております。「恋する灯台のまち・ふだい」の発信の新しい力にというふうにご考え、これを生かしていきたいというふうにご考えさせていただいておりますので、さらなるそういったことへの取り組みについても議員各位にもご指導をいただければというふうにご存じます。</p>
--	---

	<p>議長 中上議員</p>	<p>それから最後に、灯台周辺の木の伐採でございますけども、行政報告でお話ししたとおりでございます。補助事業も決まっておりますし、環境省の宮古自然保護官事務所との現地確認も終わっておりますので、その予定で進めさせていただきたいということを申し上げまして答弁とさせていただきます。</p> <p>6番中上議員。</p> <p>ありがとうございます。モニュメント等の設置は考えていないということでしたけれども、灯台のモニュメントをやって普代村が三沿道を通ったときに非常に暗いと、暗いので逆に灯台のモニュメントを設置してライトアップすれば非常に目立つんじゃないかなというふうな提案を受けておまして、そういったこととか黒埼灯台を上げられるようにするという、そういったのも具体的に県の方へ要望しないと予算の取りようがないということで、県議も言いようがないと、県の方にですね。というようにも言うておりましたので、やっぱりある程度県にも要望して予算をいただいて、その上で周りからも応援していただけるような土壌をつくっておければなというふうに感じておりますので、どうかアクションを起こして行ってですね、そしてさらにバックアップしてもらうようにしていただきたいというふうに思います。モニュメントじゃなくて看板等とかいろいろあるんでしょうけども、それらでもライトアップもできる訳ですので、何とかそういった方向でやっていただきたいと。</p> <p>それとですね、青の国の立派なパンフレットがこれは新しいんでしょうね、たぶん新しいやつだとは思いますが、非常にきれいで見やすいパンフレットだと思います。前にも言いましたけれども、恋する灯台の件で質問させていただいたときに、伊勢志摩バリアフリーツアーズセンターの件なんですけども、そこでは観光のあれとしてパンフレットには必ずバリアフリー情報というのを載せているんですね。それがないと、例えばスロープがあるとかないとか、なければならぬというのではなくて、車いすを用意しているかいないか、あってもなくてもなかったらないなどの情報、そうすることによって障がいのある人がそれなりの準備をして来れる訳ですね。これを見ただけで、ホームページに載っているのかどうか分かりませんが、そういうバリアフリー情報もパンフレットに今後載せていって行くようにしなければ、観光客が今減っている中でどこまで持ち直すか分かりませんが、そういった障がい者の方にも来てもらえるような、そして灯台マニアというのは必ずおりますので。そういう方々にも車いすでも来れるんだよということを分かってもらうために、パンフレットにはそういったバリアフリー情報というのは載せておいた方がいいのではないかなと。例えば道の駅にも車いすがありますよとか、そういった方々は車いすを持ち込まなくても、もしかすればそれじゃあ現地に行ってから車いすを調達しようかとかというかたちで来れる訳ですよ。それも載せていただきたいなというふうに</p>
--	--------------------	---

休 憩 再 開	議 長 梶屋村長	<p>思いますので、そういう方向で灯台のバリアフリー化等もですね、できたらやっていただきたいと思います。いかがでしょうか。</p> <p>梶屋村長。</p> <p>お答えをさせていただきます。前段お話しがありましたいろんな要望、特に県への要望等をした中で、それをベースになおご指導をいただいてというふうなことそのとおりでございます。少し取り組みを強めてまいりたいなというふうに思います。</p> <p>それからバリアフリー情報のことですが、恥ずかしい話し、今パンフレットにそういうのを載せるべきだということを初めてというか痛感しましたので、係の方にお話しをして、次の更新というか印刷し直しの場合から入れるように取り組ませます。</p>
	議 長 中上議員	<p>6 番中上議員。</p> <p>ありがとうございます。よろしく願いいたします。以上で私からの質問を終わらせていただきます。</p>
	議 長	<p>以上で、6 番中上一登議員の一般質問を終わります。</p> <p>ここで、昼食のため休憩いたします。 (12 : 02)</p> <p>午後 1 時再開いたします。</p>
		<p>休憩前に戻り、会議を再開いたします。 (13 : 00)</p> <p>次に、4 番大上智議員の一般質問を許します。</p>
	大上智議員	<p>4 番大上智議員。</p> <p>議席番号 4 番大上智でございます。私の一般質問に入らせていただく前にお時間を頂戴いたしまして一言述べさせていただきます。新型コロナウイルス感染症においては、現在もお感染力が強いデルタ株が猛威を振るい、全国的な感染急増が続いている状況でございます。お亡くなりになられた方々には、哀悼の意を捧げるとともに現在療養中の多くの皆様の一刻も早いご回復を祈りお見舞いを申し上げ、ワクチン接種による感染の早期収束を祈念いたします。また、先日閉幕いたしました東京 2020 オリンピック・パラリンピックにご出場になりました、選手の方々のすばらしいご健闘に多くの感動をいただきましたことに感謝を申し上げます。選手の皆様の今後のさらなるますますのご活躍をご期待申し上げます。</p> <p>それでは、早速ですが、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。質問の第 1 は、「第 5 次普代村総合発展計画の見える化について」でございます。本年 3 月に第 5 次普代村総合発展計画が策定されています。この計画の策定目的は、今後 5 年間の基本的な方向とそれに基づく施策・事業を体系的に明らかにし総合的に推進する指針として、また、村民と行政との協働による村づくりの活動指針として、村内外に示していくため策定するものとなっております。村の将来像を実現するためには、5 つの基本目標の基本方針・基本施策実行のためのぶら下がり事業のよ</p>

	<p>議 長 梶屋村長</p>	<p>り多くの目標指標値表の提示や目標値の考え方、施策の体系図を示す必要があると思いますが見解を伺います。</p> <p>梶屋村長。</p> <p>大上智議員の「第5次普代村総合発展計画の見える化について」の質問にお答えをいたします。</p> <p>議員お話しのとおり、総合発展計画では、「笑顔が満ちあふれた、北緯40度の地球村」としている村の将来像や「学ぶ喜びを村づくりにつなげよう」などの5つの基本目標、そしてこれを実現するために進めるべく「健康な体・豊かな心を育む、就学前教育の充実」などの18の基本施策とその分野ごとでの具体的な「保育・教育内容の充実」などの47の主要施策を基本計画で定めているところであります。</p> <p>そして、その基本計画事項を達成していくために、基本施策・主要施策でクリアすべき目標指標値として、例えばはまゆり子ども園の利用満足度を83%から目標年度には93%に押し上げなければ、保育・教育内容の充実達成とはなりませんよ、といったかたちで全体の59項目にわたりまして目標指標値を設定しているところであります。</p> <p>大上議員さんのご指導は、その基本計画の基本施策・主要施策への目標指標値に加えまして、発展計画の事業実施計画、過疎地域持続的発展計画、辺地に係る公共施設の総合整備計画等に掲げられている、各年度実施予定の150の事業により多くの目標指標値を設定し、その考え方なども示したら、とのご指導でございます。</p> <p>第5次計画でも、基本計画分でのみに目標指標値を設定している経緯といたしましては、ぶら下がり事業の中の個別事業でございますが、これ自体の掲載が予定の事業量や事業費となっており、実施時には、財政事情はもとより、予算審議や外部検証の結果などで毎年度にぶら下がり事業自体そのものの変更や調整が行われることを踏まえまして、従前より、目標指標値の設定は、基本計画分でのみ行ってきている経緯があり、今回もそのような取り組みとしているところであります。</p> <p>大上議員さんのご指導への考え方といたしましては、目標指標値の設定は担当部署に現在の基本計画分にさらにプラスをして、多くの設定をすることやそのことでの効果がどのようなものかなど検討をさせたいというふうに思っておりますし、その検討の結果によっては、個別事業にも設定をするという方向になった場合でも、もしかすれば4年後の次期計画での対応というふうなことでの検討がされるやにも思いますので、そこらの検討を進めた結果を後でまた相談をさせていただくということでもよろしくお願いをいたします。</p> <p>また、村ではもろもろの計画、毎年度のものから3年もの5年ものといったように策定をしておる訳ですが、分かりやすく、見やすくといったこと大変に難しいことにもなります。年代のこともありますし、それぞれの産業分野のこと等々のことありまして、大変に難しいものでは</p>
--	---------------------	--

	<p>議長 大上智議員</p> <p>議長 榎屋村長</p> <p>議長 大上智議員</p>	<p>ありますけども、これもまた大変に重要というふうなことであります。現在の総合発展計画の見せ方も、見ていただく側にとっては、もっと工夫があってもとの点もあろうというふうに住じます。少し見せ方にも工夫をした体系図を改めて作らせてまして、村政懇談会などのときに配布をしたり、概要を説明したり、また出来上がったら全戸に配布をしたりというふうな取り組みをさせていただきたいというふうに思っております。具体的な工夫等につきましては、なお議員さん方からのご指導もいただければ大変ありがたいと思いますので、そのことを申し上げまして、答弁とさせていただきます。</p> <p>4番大上議員。 ただ今の件について再質問させていただきます。ただ今村長さん答弁いただきましたように、もう策定になっているものだからこれは今更というあれは私も分かっているんです。今村長も話したように、これから4年後の策定計画の参考になればという思いで、これからの質問をいたしますのでそれでお聞きください。まずはじめに、村の最上位計画である第5次普代村総合発展計画を達成するための明確化の手法として、基本計画に新第5次普代村総合発展計画事業実施計画及び新普代村過疎地域自立促進計画に基づき推進体制を図るとなっていますが、この2つの計画は村民の皆様について示されるのか伺います。</p> <p>榎屋村長。 お答えをいたします。過疎地域の部分の計画でございます。名前が変わりまして、過疎地域持続的発展計画というふうになった訳でございますけども。これが全市町村だいたい3月までには立てるというふうなことでしたが、国の法律の方ができなくて、どこにもストップがかかっていて今度の9月に計画を議会の議決をお願いするのが最も早いパターンでございます。中には12月に議会議決をいただくというふうにはできないところもありますけれども、いずれうちでも急いで今議会で議員さん方に説明をして議決をいただいているというふうになっております。それですね、実施計画とか過疎の方の計画とそれから辺地等の計画とリンクをしているもので、一緒に皆さんにお示しをしたいといったようなことで今議会が終わったらホームページでそれを公表をするというか、そういう準備をしておるところでございます。国の事情とは申しませんが、発展計画ができてしまっただけからの公表というふうになりますことをお詫びを申し上げながら、いずれ急いで校正できるように取り組ましますので、ご理解をお願いします。</p> <p>4番大上議員。 今ので大体は分かりましたけれども、一番具体的性があると思われる、普代村過疎地域持続的発展計画の策定の基であり、総合発展計画の具体的な実施計画でもある新第5次普代村総合発展計画、事業実施計画も同時に開示するということがよろしいですか。分かりました。</p>
--	--	--

続けて質問を、ここから本来の本題に戻りたいと思いますけども。村民の皆様に対しては同計画の見える化・共有化を図るため、第5次普代村総合発展計画の基本方針、基本施策に沿った主要事業の実施計画への流れを体系的に示すべきだと思います。発展計画には基本目標1「学ぶ喜びを村づくりにつなげよう」から基本目標5「明日を拓く持続可能な仕組みをみんなで作ろう」までの5つの基本目標があり、それにそれぞれの基本方針・基本施策があり、それについての現状と課題、そしてそれに対するそれぞれの取り組みがあり、次に目標指標が記載されて閉じている訳ですが。それを実現するものとして、別添資料として基本目標に基づく具体的な事務事業名・事業概要を羅列するというような体系図、流れ。つまり例えば発展計画の基本目標2「未来を拓く活力ある産業を育てよう」を例にとると基本施策1「水産業の元気をつくる」、(1)現状と課題、現状：漁業就業者数は東日本大震災による廃業担い手不足などによりさらに減少し高齢化が進んでいます。課題：漁業者の減少や高齢化が進行していることから、作業の効率化・就業環境の改善・後継者教育が必要です。そしてここから施策の体系図ですが、基本施策1「水産の元気をつくる」、主要施策1水産業の経営基盤強化、それに対する取組①として漁港・漁場の整備、取組②として水域環境の保全と水産資源の確保。主要施策2 漁業経営の安定化支援、それに対する取組①として漁業所得と生産性の向上、取組②として高付加価値化の推進、取組③として水産業の担い手の確保・育成となり。次に、目標指標として目標指標値の表で、参考値として過去のよかった年度の数量を示し、あとは現状の値、それから令和7年度の目標値を示し、総合発展計画の内容は終わっている訳ですが。この発展計画の後編でも別冊でもよいとは思いますが、各基本目標につながるものとして、例えば言葉で言えばちょっとごちゃごちゃしてそういう感はあるんですけども。資料編として、基本目標2「未来を拓く活力ある産業を育てよう」の場合、施策として施策1から施策4まであり、その中の施策1「水産業の元気をつくる」では、それに対する取り組みとして、主要施策1・2があり、主要施策2にある高付加価値化の推進の場合、これを実現するための事業として魚市場整備事業が必要であり、これの具体的事業概要として新魚市場整備をします。同じように主要施策2の③にある「水産業の担い手の確保・育成」ではこれを実現するための具体的事業概要として、新規漁業者に対してこういう支援をしますよという感じで、この流れを整理して表にまとめてみたらどうでしょう。

これまで御託を並べましたけれども、立派なしっかりとした最上位計画である総合発展計画があり、それに付随する新第5次普代村総合発展計画、事業実施計画、普代村過疎地域持続的発展計画等の計画事業で総合発展計画に肉付けしていくために、この資料の中により詳しい年度計画の内容は第5次普代村総合発展計画事業実施計画の何ページに記載、

	<p>議 長 梶屋村長</p>	<p>という感じでなお一層の見える化を図るべきだと思いますが、これは担当課長からのご意見を伺いたいと思います。</p> <p>梶屋村長。</p> <p>私の方からもお答えをいたしますが、いずれ担当課の方には体系的に示す体系図が下手という訳でもないですけども、少しそれぞれの年代とかあれによって分かりにくいものなので、担当課と相談をして作り直すというふうなことでおりました。先ほど答弁したように。それをこれから工夫していく訳ですが、それを作る際に私とすれば全ての、例えば教育の充実の部門、産業の振興の部分、コミュニティの部分、行財政のこととか、そういったのを議員さんがお話しのように分かりやすく細かくというのを全部やるとあまり重すぎるようになりますので。それを担当課の方と相談をして、例えば教育の振興分野についてお話しのようなものをA3で1枚作ると、それから産業振興の部分のものはまた1枚で作ると、そういった工夫をしたらというふうなことで指示もしておりますし。また村政懇談会での説明もお話ししましたがけれども、村政懇談会で説明をする際には、いろんなものを全て細やかに説明をするとどうもあまり好きがられないというか。ですので、概要を説明をした中でそれとは別に、例えば漁業分野のことについての説明会はいつそれ役場の3階でやりますよといったような説明会を作って、教育分野でもそうですし、そして来ていただいて一緒に内容を確認し合うといったような取り組みがいいのかなというふうな思いでもおりましたので、担当課長も恐らくそう思っていると思いますけども、そういった取り組みをしたいなというふうに思っております。</p> <p>(「室長からは、なかったらいいです」と大上智議員)</p>
	<p>議 長 大上智議員</p>	<p>4番大上議員。</p> <p>村長の答弁非常に分かりました。立派な総合発展計画があるものから、それから派生したというか、せつかくの目的を達成するような施策をどんどん年度ごとでもいいと思いますけども、それを肉付けをしていって立派な村づくりをお願いしたいと思います。これで1番目の質問は終わります。</p>
	<p>議 長 大上智議員</p>	<p>それでは、次に2項目目の「新型コロナウイルス感染症対策」の関係の質問を許します。</p> <p>4番大上智議員。</p> <p>質問の第2は、「新型コロナウイルス感染症対策の現在の村の状況について」でございます。8月末現在において、感染力の強いデルタ株が猛威を振るい、全国的な感染急増が続き医療機関における医療のひっ迫が連日報道されている状況です。本村では、8月末時点の1回目接種済者が77%、2回目が62%となっており、そのうち12歳～15歳の1回目接種済者が4%となっています。感染と重症化を抑えるためにも、若い世代のワクチン接種への理解が重要です。</p>

	<p>議長 榎屋村長</p>	<p>そこで、次について伺います。</p> <p>1 番、12 歳～15 歳の村民へのワクチン接種意向調査の結果後の現在の状況と村の 12 歳未満児への感染予防対策について伺います。</p> <p>2 つ目に、村内の子ども園・小中学校の園児・児童生徒においては、学校現場と家庭で感染対策徹底により、ある意味我慢を続けておる訳ですが、心のケア的なものを教育現場ではどのように行われているものか教育長に伺います。</p> <p>榎屋村長。</p> <p>大上議員の「新型コロナウイルス感染症対策の現在の村の状況について」の質問にお答えをいたします。</p> <p>まず、12 歳～15 歳の現在の状況についてですが、7 月の意向調査段階では、接種させたいが 34 人でありましたが、9 月 7 日現在では、8 人増えまして 42 人が接種させたいといったようなことで予約済みとなっております、うち 25 人は 1 回目の接種を終えている状況でございます。</p> <p>次に、12 歳未満の子供たちへの感染防止対策ですが、子ども園、小学校、放課後子ども教室などでの感染防止マニュアル・ガイドラインなどに基づく取り組みはもちろんでございますが、各家庭での基本的な感染防止対策、不用不急の外出自粛などの徹底にみんなで声を掛け合って取り組んでいくことが重要というふうに考えさせていただいております。</p> <p>また、報道では外国で生後 6 カ月～11 歳までへのワクチン接種の臨床試験が行われているとのことでございます。今後対象年齢が下がるとは思いますが、まだ時期などが示されておりませんので、12 歳未満の子供たちは、いわゆる現下の切り札でありますワクチン接種に直接頼ることができないというところであります。</p> <p>村では、子供たちに接する職域の保育士さんや先生方などへのワクチン優先接種を終えてございますけれども、子供たちの感染家庭内が多いということでもありますので、子供さんのおられる家庭では、できるだけ対象の皆さん全員にワクチン接種を行っていただければと思いますので、よろしく願いをさせていただきまして答弁とさせていただきます。</p> <p>三船教育長。</p> <p>それでは、4 番大上智議員のコロナ禍において教育現場での子供たちの心のケア的なものはどのようになっているのかというご質問についてお答えいたします。日本で新型コロナウイルス感染者が確認されてから 1 年半以上が経過いたしました。昨年度は、誰もが初めてのことでその対応・対策に翻弄された訳ですが、現在では毎日の体温測定、マスクの着用、手洗い・うがい、換気、三密回避、健康観察等コロナ対策の日常になっており、昨年度のような混乱もなく子供たちはコロナ禍の生活にある意味慣れまして、心のケアが必要となった事例・事案等は普代の中ではございません。しかし、万が一の場合に備えまして、スクールカウンセラー等との連携は常に密にしております、もしもの場合の対</p>
	<p>議長 三船教育長</p>	

	<p>議 長 大上智議員</p>	<p>応は常に取っております。昨年度も感染対策として、行事の縮小、延期あるいは中止といった措置を講じてまいりましたが、授業等につきましては通常どおり行っております。しかし8月12日に出された岩手県独自の緊急事態宣言以降、岩手県の感染者の拡大、今は少し落ち着いてはきましたけれども、9月に入ってからの久慈保健所管内での感染者、特にも児童生徒の感染者が増えてきたことから身近に迫った行事や大会等の予定内容を変更あるいは延期・中止といった緊急の措置を講じそれらに対して子供たちもある意味我慢を強いた部分はございますが、混乱なくしっかりと対応しております。園・学校にはいつ感染者が確認されても、子供たちに動揺が走らないよう、事が起きてから行動を起こすのではなくて、事前に考えられる事案を想定した対策・対応についてしっかりと準備をしていくよう指示もしております。いつ収束するか誰にも分からない状況の中ですが、新しい生活様式の中で子供たちは現在は、保護者の協力もありいつもどおり元気に登園・登校しておりますことを申し上げまして、私からの答弁とさせていただきます。</p> <p>4番大上議員。 ただ今答弁いただき、非常に子供たちの我慢の限界もかなりきているのかなと思って質問させてもらいましたけれども、今の教育長の答弁を聞いてある意味安心したり、もし何かあったときにでもちゃんとその辺はケアできるものであることも確認できました。</p> <p>それから1番の本県においても独自に8月12日に緊急事態宣言が出されておりますが、現在報道されているコロナの変異株は、分かっているだけでもデルタ株・ラムダ株・ベータ株・ガンマ株・ミュー株等が各国で発見確認され、日本でもデルタ株以外のウイルス株も数例確認されているようです。また同じく報道では20歳台30歳台のコロナワクチン接種率の低率が問題化されておりますが、本村においての見解を伺います。もし同様に低率の場合は積極的な接種促し策を取る意向があるのか伺います。</p> <p>次に、2番目も質問しておりますけれども、収束に向けての本村独自のイベント等開催基準というものがあられるものでしょうか伺います。またそれをクリアすれば今後はその時点で本村のイベント・行事は開催されるものか伺います。</p>
	<p>議 長 柁屋村長</p>	<p>柁屋村長。 お答えをさせていただきます。細部の部分ございますので、詳しくは担当課長からというふうなことでございますが、基本的にはいずれイベント等については、県で示す基準というかそういったのを超えない中で、村でいろんな施設、それぞれ県と違った施設もありますし、県と違った人数が利用するような状況にもありますので、そこらを踏まえた中で施設あるいはイベントの実施等については考えていきたいなというふうに思っております。</p>

<p>議 長 道下住民福祉課長</p>	<p>いろいろな率等々については、担当課長の方から答弁させますのでお願いいたします。</p> <p>道下住民福祉課長。</p> <p>お答えをいたします。全国でのワクチン接種につきましては、若年者の接種率が低いという状況であります。本村について、何十歳台というような区分ではございませんが、まず今の接種見込み者から見た接種率をご報告させていただきたいと思っております。優先接種で行いました65歳以上につきましては、93%を超えております。また64歳～19歳まで学年で言うと、高校を卒業した年齢になりますが、ここで86.5%になります。この数字ですので決して低い状況ではないという結果だと思われま</p>
<p>議 長 大上智議員 議 長 証屋村長</p>	<p>4番大上議員。</p> <p>結局もう一つの質問の積極的な接種の促しは、その辺はどのように。</p> <p>証屋村長。</p> <p>すみません、落として。積極的な促しといったような取り組みにつきましては、担当課の方で途中予約をされていない方について、「忘れていませんか、何か不安なことがありますか」とかといったようなことをお聞きするような、文書をしながら気持的的には促すようなかたちの取り組みをさせていただいております。効果は担当課から聞きますと、結構あったというふうなことで聞いてはおりましたが、何せそこら以上のことをなかなかやりづらい状況といったようなこともありますので、一応今のところは、忘れていないか、何か取り組むためのあれがないですかといったご質問等がないですかといったようなことを聞いて促すというかたちにしておりました。</p>
<p>議 長 大上智議員 議 長</p>	<p>(「終わります」と大上智議員)</p> <p>答弁はよろしいですか。</p> <p>はい。</p> <p>次に、大上智議員の3項目目、「ふるさと納税について」の質問を許します。</p>
<p>大上智議員</p>	<p>4番大上智議員。</p> <p>質問の第3は「ふるさと納税について」でございます。</p> <p>昨今、村当局・株式会社青の国ふだい・地元業者のご努力により、ふるさと納税が高いレベルで推移しており、村の運営において大きな財源となっています。そこで、これまで築いてきたふるさと納税者との絆をより太く、より広める意味から以下について伺います。</p> <p>1番、返礼品で人気の高い、ウニ・マツタケの増産についての見解を</p>

	<p>議長 梶屋村長</p>	<p>伺います。</p> <p>2番、近隣町村でも取り組みのある、企業版ふるさと納税への取り組みについて見解を伺います。</p> <p>梶屋村長。</p> <p>大上議員の「ふるさと納税について」の質問にお答えをいたします。</p> <p>まず、ウニ・マツタケの増産についてでございますが、ウニは磯焼け対策、藻場再生などへの取り組みが安定生産はもとより、増産にもつながっていくものであります。漁協さんや地区漁師組合さんなどでの取り組みが行われ、村も一緒になってこれを強力でバックアップして取り組んでいくというふうなことで考えさせていただいております。なお、本年度は、大上議員さんにも応援をいただきまして、コンブ残さが結局234tになりましたけれども、これを岸浜の方への給餌をする実験を行いました。漁協さんと漁業者の皆様から検討結果も聞かせていただきながら、来年のワカメからの給餌の量をもう少し多い方がいいとか、いろんな状況をぜひお聞きしながら、3月からの部分、詰めていければなというふうにも思っております。</p> <p>それからマツタケについてでございますけれども、数年前に専門家を招いて研修の場の設定をさせていただきました。山造りなどへの座学までは実施できましたが、現場での実習は残念にも参加者がなく行えなかったというところがございます。現在村で取り組めるとすれば、機会を見つけての同様の取り組みになるのかなというふうにも思っております。これを進めてみたいというふうにも思っております。</p> <p>次に、起業版ふるさと納税への取り組みの件でございますが、この制度は村で策定をしております、まち・ひと・しごと創生総合戦略を基に、地域再生計画なるものを作成をしまして、その計画の内閣府の認定を受けて、実施できるといったような制度の事業でございます。本村でも、この認定を受ける準備に着手をしており、審査のスケジュールが合えば、本年度内に認定申請を上げるということでおるところでございます。また、単なる財源充当が認められない制度でございますので、企業と連携をしてプロジェクト事業を立案してそれへの寄付をお願いをするといったことでございますけれども、今後この立案などを進めるよう検討もしておるところでございますし、先々には、この中で人材派遣型の活用もできるというふうなことでございますので、この活用も視野に入れた取り組みをしようというふうなことで内部で協議もしているところであること申し上げまして、答弁とさせていただきます。</p> <p>4番大上議員。</p> <p>答弁分かりました。ありがとうございます。1番についての再質問ですけれども、ウニについてですけれども、このことは返礼品に限ったことではないのですけれども、言わばウニ資源の活用増大策についてでございます。今まで村長が答弁の中で話しておりましたが、実は本年5月中旬よ</p>
	<p>議長 大上智議員</p>	

	<p>議長 榎屋村長</p>	<p>り村当局の助成・協力もあり、1 カ月半近く漁師さんのご理解・ご協力を得ながら、養殖コンブの未利用部分の漁場への給餌作業が行われました。今年の6月はなかなか海況に恵まれず、計画した開口回数10回には達することができず、5回の開口でしたが、近年ではまずまずの身入れで給餌などによる漁場管理の必要性を実感できたところでした。そのこととは別に、同じく本年5月11日に東北区水産研究所宮古庁舎の協力を得まして、太田名部・角ノ沢漁場の潜水調査を実施した結果は、ここでは時間が少ないので詳しくは説明はできませんが、岸から120m、水深7mまでの範囲でしたが、通常採捕通信である水深4m～5m以深の範囲にいたウニの生息数と比べると、それより深い水深7mまでの範囲の生息数は、嘘を言えばってばあれですけども、約10倍のウニ資源がある可能性があるとの結果が得られました。しかし残念ながら餌となる海藻が極端に少ない、そのためただ生きているだけが精一杯の痩せウニの宝庫の地帯となっていると思われます。このもったいない資源どうにかしませんか。漁業の所得向上を考えるに、漁場の条件などの関係から他の市町村のような魚類養殖は今のところ見込みがありません。そこで本格的に、仮称青の国ウニづくりプロジェクトなるものを立ち上げ、漁協・漁業者・研究機関・地元業者・村・県の行政機関でプロジェクトチームを組み、継続的な漁場調査に基づきこの痩せウニを採取時期を検討しながら通常採捕している漁場への移植を実施し、本年実施したコンブ未利用部分の漁場への給餌作業をワカメ時期に繰り上げ、ワカメ未利用部分の給餌作業から実施し、本採り、採捕回数を増やすなどの漁獲努力をしながら、漁場管理・移植・給餌・漁獲を行うことにより、適正密度を保ち、今不漁の原因と言われている磯焼けからの漁場復元、アワビ資源の回復を図り、また間引き作業工程で採捕されたウニを8月中旬～12月までの間、数量規模は限られるかもしれませんが、既存施設等を利用し、陸上蓄養試験を行い、冬場の返礼品として使用する試みはいかがですか。せっかくの資源をなるべくお金をかけない方法を探りながら、試験をやってみる価値ありと思います。いろいろと述べましたが、このようなことは普代村の漁業再生にも大事だと思います。時間が限られておりますので、ウニのことばかり述べましたが、マツタケにおいても、作柄はたぶんその年の気象に左右されるものとは思いますが、先進地であります岩泉町などのご指導を仰ぎながら、森林譲与税などの資金運用を図りながら積極的な山の手入れ等を行えば増産も可能と思われます。いずれ以上のような攻めの増産を図る、積極的戦略についての見解を伺います。</p> <p>榎屋村長。</p> <p>お答えをさせていただきます。まずもって重ね重ね大上議員さんには、本年コンブ残さの給餌についてお手伝いをいただきまして、本当にありがとうございました、現場に行った方からまずまずの身入りといったようなこととお話しをいただいたこと本当に心強く思いますし、今後の取</p>
--	--------------------	---

		<p>り組みも評価をといたような思いにもなりました。いずれ調査結果等でも議員さんお話しのように瘦せウニといたのが多くいるのをいかに資源としてそれを生かすかというふうなことに尽きるというふうに思いますので、お話しがあったような関係団体総がかりでの取り組みといたようなことを進めるべきだなというふうにも思っております。申し訳ないんですけども、それにはやっぱり漁協さんと漁業者とわれわれと相談をしてやろうというふうなことになる。昨年でしたか、NTTさんにわざわざおいでいただいて、水産会社さんも巻き込んで、漁協を巻き込んで村でやったらというふうなありがたい提言・提案もいただいておりますので、そういう体制づくりに何とか頑張ってみたいというふうに思いますので、議員さん方にもご協力をいただければなというふうに思いますのでよろしく願いをいたします。そして、戦略的なことですけども、やっぱりこういう時代になって、また特にも普代村でも近隣の町村でもそうなんですけども、人口も減っていく中で担い手もなかなかといった場合には、総がかりの戦略を立ててやっていくことが、やっぱりこれまでの流れと違った取り組みをしていかなければというふうに思いますので、いろんな参画が、繰り返しになりますけども得られるようなかたちで取り組んでまいりたいというふうに思っております。細部の部分は、マツタケとかそういった部分は、また勉強して取り組みたいというふうに思います。</p> <p>議長 大上智議員</p> <p>4 番大上議員。 ただ今の村長からの答弁、もちろん事業主体は村ではないです。ただ飽きずにどうか声がけをよろしくお願いいたします。そのことでこの質問は終わります。</p> <p>議長 大上智議員</p> <p>次に、「道の駅青の国ふだいの運営について」、4 項目目の一般質問を許します。 4 番大上智議員。 質問第 4 は、『「道の駅青の国ふだい」の運営について』でございます。 「道の駅青の国ふだい」が 9 月 25 日から本格オープンとなります。そこで、道の駅の運営について、以下について伺います。 1 番、村は、道の駅の指定管理を株式会社青の国ふだいに委託しています。株式会社青の国ふだいは現在 5 期目に入り、社員増員等により体制強化していますが、いまだに村当局から独立して運営しているようには見受けられません。村と第三セクターとの関係において、村はどのような役割を担っているのか伺います。 2 番、今後の地域の課題克服の観点からお聞きします。令和 2 年に策定された、「道の駅青の国ふだい」の整備基本計画に、道の駅のコンセプトが示されております。道の駅を整備し、今後の利活用と運営戦略をどのように推進していくのか伺います。</p> <p>議長 梶屋村長。</p>
--	--	--

<p>梶屋村長</p>	<p>大上議員の『「道の駅青の国ふだい」の運営について』の質問にお答えをいたします。</p> <p>三セクとの関係において、村はどんな役割を担っているかということでございますが、ご承知のとおり株式会社青の国ふだいは、観光・交流・物産の振興などを通じて、村の活性化や地方創生に貢献していく村づくり会社として設立させていただき、株主の産業団体さんや岩手銀行さんはもとより、議会さんや村民の皆様のご理解・ご指導のお陰様で5年目を迎えることができしております。資本金や社員数からも、まさにごく小さな会社でございますが、道の駅の指定管理者として内外からの期待も高まり膨らんでもきており、これに応え行政に代わってよきサービスを提供していく責任を従業員もより重く受け止めてきているものというふうに考えております。ただ、当初は3年くらいで自立的な運営ということで考えておりましたが、人的体制、ふるさと納税業務の急増、コロナ禍への対応、道の駅指定管理への準備など課題が立て込み続けてまいりまして、やっと落ち着いた運営に向かうかたちができたかなというふうな現在の状況というふうに思っております、大変に申し訳なく、私からもお詫びをさせていただくところでございます。</p> <p>そういった中での村の役割でございますが、住民サービスの質や量の維持、そして三鉄駅・観光センター・道の駅の適正な管理・運営の確保、村が筆頭株主となっている会社の財務の健全化などへの村に付いて回る責任を果たすための一定の管理・監督・指導の役割を担っていかなければというふうに考えさせていただいております。また、三セクである以上、議会さんへの法令規程上の報告はもとより、村民の皆様への運営状況に関する情報の提供といったことなども村が行うべき役割というふうに考えさせていただいております。</p> <p>次に、道の駅の今後の利活用と運営戦略でございますが、コロナ禍によりセレモニーは実施をしないものの、県経由で国に届け出ておりました9月25日に供用開始できることであります。三陸沿岸道路の全線開通前に供用をさせていただけますこと、三国さんや県へも感謝をしているところであります。</p> <p>きっと、来年のゴールデンウィークなどには、多くの車が本村内の三浴道を利用するようになります。通過車両ばかりを見ている訳にはまいりません。普代インターからはもとより、三鉄普代駅からも含めて、多くの方々に普代に下りていただき、村の玄関口となる道の駅で休憩・情報・物産の利用をいただき、さらには、街中や観光スポットでの交流、体験活動に向かわれ、くろさき荘などでの宿泊・滞在へともてなせればというふうな思いであります。あらゆるそういった取り組みの拠点に道の駅がなること目指して、運営・活用していきたいというふうに思っております。道の駅の取り組みは、本村では初めてな訳でございます。スタートすれば、もろもろの課題が出てくること当然でございますが、指</p>
-------------	---

	<p>議長 大上智議員</p>	<p>定管理者にも、その責務・責任を果たしていただきながら、常々にも村民の皆様にも道の駅があつてよかつたと思つていただけるよう議員各位のさらなるご指導も賜りながら取り組んでまいりたいと思つておりますこと申し上げまして答弁とさせていただきます。</p> <p>4番大上議員。 時間があまりないので急いで再質問させていただきます。重複いたすところあるかもしれませんが、再質問いたします。先日議会に報告されました、道の駅を村と一体的活動を行う委託先の運営会社、第3セクター株式会社青の国ふだいの本年度第5期経営計画に昨年度実績から比べると、物産部門において約1,040万円増の売り上げ計画が立てられており、道の駅オープンに向けたかなりの意気込みが感じられたところでございます。期待しております。</p> <p>さて、昨年12月定例議会での一般質問で「道の駅の必要性」についてお聞きしたところでございますが、三沿道の全線開通により素通り交通の増加による地元商店街へのにぎわいの薄れ、村内経済への弱まりが懸念されることから、道の駅整備により普代インターからの乗り降りを増やす取り組み戦略を行う必要があり、施策として県立大学との共同研究アドバイザー指導による軽食メニューの開発・もてなし力の向上、ドライバーの疲労回復のための休憩スペースづくり、それに付随する店舗サービスまた交流拠点としてのトレイルの商店街ルート構築、情報発信機能強化等々を挙げ、村内外に対して利用目的を絞らずいろんな分野への効果を考えて整備をする必要があるとの答弁をいただきましたが、とりあえずそのための戦略第1弾を伺います。</p> <p>あと、全線開通後の三沿道の交通量と出口・下り口調査は必須だと思われ、それから導き出された道の駅の今後の利活用、運営戦略を練り直す必要性を感じますが、見解を伺います。</p>
	<p>議長 榎屋村長</p>	<p>榎屋村長。 お答えをさせていただきます。簡単にで大変申し訳ないです。当面は商工会の街中の取り組みでイベント等やっておりますけれども、それと一緒にの企画等々の中で充実をさせてつながりを持たせて、にぎわい等々もつくりあげるといったようなことで当面取り組んでいき、その中での提言等いただいたくことがあると思いますし、外部からの意見もあると思いますから、そこらを組み入れながら取り組んでいくというふうなかたちで思つておりました。それから戦略的な部分につきましても、一定的なものではなく、例えばときにはまた今回のような大災害があるかもしれませんし、また今度はハードの方の鉄道被害があることもありましようし、そういったことを臨機応変に対応していけるような戦略といったものを常々に検討をして取り組みたいというふうに思つております。今は、毎月部長に総体的な業務の部分の報告は当然社長として受けておりますし、そのほかに財務的な部分は、担当課長の方でチェックを</p>

普代村RVパークの設置及び管理に関する条例の制定について	議長 大上智議員	出向くか来てもらってですね、するようなことをしております。その中で状況等しっかり把握をしながら、対処・対応をしていきたいというふうに思っております。 4番大上議員。 それでは、オープニングにあたっての大々的な第一発目というのは今のところは考えていない。分かりました。とにかく道の駅が繁盛することを願って、これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。
	議長	以上で、4番大上智議員の一般質問を終わります。 以上で「一般質問」を終わります。 それでは、続けてまいります。 日程第6議案第6号「普代村RVパークの設置及び管理に関する条例の制定について」を議題といたします。 当局の説明を求めます。 森田政策推進室長。
	森田政策推進室長	ただ今上程されました、議案6号につきまして、内容をご説明申し上げます。 (以下、政策推進室長説明、記載省略)
	議長	提案理由の説明が終わりました。 これより質疑を許します。 ございませんか。
	中上議員	6番中上一登議員。 中上です。ちょっと確認だけなんですけども、この使用料は今指定管理者である「青の国ふだい」が今の家賃と同じように使用料は売り上げとして徴収するのか。それとも料金を徴収して村に納めて、手数料、指定管理料だけ別個でやるものなのか、お願いします。
	議長 森田政策推進室長	森田室長。 使用料がそのまま「青の国」の収入になるものでございます。
	議長 中上議員	6番中上議員。 要するに、今の家賃を徴収しているのと同じ仕組みだというふうな理解でいい訳ですね。
	議長	ほかに、ございませんか。
	大上智議員	4番大上智議員。 今の使用料の件ですけども、第10条に「別表に掲げる使用料を村長に納入しなければならない」というのは、これは村長というのがイコール「青の国」なのか、そこら辺をちょっとお願いします。第10条です。
	休憩再開	議長 暫時休憩します。(14:08) 休憩前に戻り、会議を再開いたします。(14:09) 森田政策推進室長。

森田政策推進室長	第7条の3項に規定がありまして、『「村長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする』というふうになっておりますので、指定管理者になれば、そこの収入になって納めるというような内容になっております。
議 長	ほかに、ございませんか。
森田議員	7番森田幸一議員。 すみません、説明にあったかと思いますが、聞き洩らしてしまいましたが、このRVパークの工事は、いつから始めていつ完成の予定なのか、お答えをお願いします。
議 長	森田政策推進室長。
森田政策推進室長	ちょっとすみません、いつからというのはちょっと今ぱっと出てこないんですけども、7月ごろだったと思うんですが、完成は11月4日の完成予定でございます。
議 長	(「了解です」と森田議員)
森田議員	7番議員さんよろしいですか。
議 長	はい。
議 長	ほかに、ございませんか。
大上浩史議員	3番大上浩史議員。 3番大上です。11月の予定ということは、工事費がある程度かかると思うんですが、工事費はいくらぐらいの予定でいるんですか。工事費はかからないものだと思っているんですけども。
議 長	森田政策推進室長。
森田政策推進室長	舗装と電気工事を合わせて、540万円くらいだったと記憶しております。 (この後の休憩において、森田政策推進室長より、540万円を380万円と訂正する発言あり)
議 長	3番大上浩史議員。
大上浩史議員	まだこの場所の現場は舗装工事もない場所なんですか。それと、500何十万円もかけて収入は「青の国」。何か変な感じがするんですよね、収支とんとの少なくとも収支であれば「青の国」に委譲してもいい訳ですけども、いったん500万円も金をかけたのであれば、ある程度500万円の収入を見込んだ状態を考えなければならない。それ以外にも付加価値というのを考えてそういうことだとは思いますが、少なくとも半分とか、全額とか、そこら辺の「青の国」との収支のどういう訳で、そこら辺を考えないで、「青の国」に委譲しなければならないのか、そこら辺を改めて村長の見解を聞きたいと思うんですが、いかがですか。
議 長	柎屋村長。
柎屋村長	すみません、お答えをします。実は、「青の国」に指定管理予定だというのは聞いておりましたが、その後のお金のことについては、ちょっと不勉強で承知していなかったんですけども。すみません、休憩を。

休憩再開	議長	<p>暫時休憩します。(14:13)</p> <p>休憩前に戻り、会議を再開いたします。(14:29)</p> <p>ほかに、質疑はございませんか。</p> <p>(なし)</p>
	議長	<p>なければ、質疑を終結いたします。</p> <p>直ちに採決を行います。お諮りいたします。</p> <p>議案第6号「普代村RVパークの設置及び管理に関する条例の制定について」は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
	議長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は、原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第7議案第7号「復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>山田税務出納課長。</p> <p>議案第7号「復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について」を説明させていただきます。</p> <p>(以下、税務出納課長説明、記載省略)</p> <p>(「課長、説明の前にまず具体例を言いながら、本を読むんでなく、分かんないんだから、具体例を言いながら説明してください。前にもそうだったけども、条文を読まれたって分かんない、例えばこうやって分かるように説明しないば。あとから説明するの、分かんないんだよ、読まれたって」と大上浩史議員)</p>
復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について	山田税務出納課長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は、原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第7議案第7号「復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>山田税務出納課長。</p> <p>議案第7号「復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について」を説明させていただきます。</p> <p>(以下、税務出納課長説明、記載省略)</p> <p>(「課長、説明の前にまず具体例を言いながら、本を読むんでなく、分かんないんだから、具体例を言いながら説明してください。前にもそうだったけども、条文を読まれたって分かんない、例えばこうやって分かるように説明しないば。あとから説明するの、分かんないんだよ、読まれたって」と大上浩史議員)</p>
	議長	<p>提案理由の説明が終わりました。</p> <p>これより質疑を許します。</p> <p>3番大上浩史議員。</p>
	大上浩史議員	<p>今の条文を読まれても、全然われわれはピンとこないんですよ。ここに復興産業集積区域ということについても分からなかった訳けども、今の説明であれば普代村全域が区域なんだというふうに解釈した訳ですが。ただ問題は今度は固定資産税、償却資産税の税金に関する課税に対しては今まではかかっていたけども、今度令和3年からはかかりませんよということなのか、新規に建物を造ったという令和3年からこういう免除がありますよという解釈なのか。そこら辺の具体例をあげて、たまたま1件だというから、今まである固定資産税はそのままでないのかなという考え方もある訳だが、どういうふうなことでの改正によってどういうふうに変化しているのか、そこら辺の内容をわれわれが分かるように説明しないと、条例・条文がこういうふうに変わりましたって読まれても分からないんですよ。先回も同じことを私は質問した経緯がある訳ですが、もう少しかみ砕いた、私が見られるように、ほかの議員さんはすべからく分かっていると思うんだけど、私も議員の1人として分</p>

	<p>議長 山田税務出納課長</p> <p>議長 大上浩史議員</p> <p>議長 山田税務出納課長</p> <p>議長 山田税務出納課長</p>	<p>かるように説明をお願いします。</p> <p>山田税務出納課長。 すみませんでした。まずこちらの方、平成24年からやっておりますけども、それ以降に新しく新設ですとか増設したもの等につきまして、平成25年度から今までも課税免除ということで進めてきております。今回令和6年までの延長ということで、まずそちらの方が今までのものも引き続き延長ということで、3年間延長されたというものでございますし。さらに令和3年の4月以降に、新たに増設新設する場合には、その課税の方を令和6年までに新たに増設したものについては、それ以降5年度間、令和6年までであれば令和11年までは、課税を免除しますよというようなことで今回条例の改正をするというものでございます。以上です。</p> <p>それで今年度におきましては、先ほどありましたが、1件法人の方ですけども、そちらの方が震災復興特別交付税によって補てんされるというようなものでございます。金額につきましては、10万円ほどの減収の金額ということで、今年度はですね、そういう見込みではおります。1法人につきましては。</p> <p>3番大上浩史議員。 おかげさまで、今回の改正は令和3年から新規に造るものに対する固定資産税が5年間減免されるんですよということなんですよね。それを説明すれば、この改正の内容がそういうことだって簡単に説明すれば私のようなものでも分かる訳ですよ。それをああでもないこうでもないって難しく条文を説明するから、分からないから、こうやってあえていない時間を費やしている訳ですが、その1件というのは、新規に普代の管内に大きい建物の固定資産税が造られたということで理解すればいい訳ですか。今までの改正に該当しない、10年前の津波以降、固定資産、新規の建物あるいは器具機材が出た訳だが、それらについては免税もあつたはずなんだが、それらはやはり依然としたそれなりのもう10年も経過しているものだから、固定資産税とか償却資産税がかかっている訳なんですか。例えば5億円なら5億円の冷蔵庫を流されたから、新築しましたと、ついてはその分については5年間、固定資産税は免除しますよという内容のものがあつたはずなんです。何年からは、それが今度は税金がかかりますよという、何年分だったか分からないけども、期間はあるはずなんです、そこら辺のあれは全然改正には関係ないと、依然かかるということになる訳ですか。</p> <p>山田税務出納課長。 こちらの現在1法人という方ですけども…。</p> <p>議長 山田税務出納課長 議長 山田税務出納課長</p> <p>暫時休憩いたします。 (14:45)</p> <p>休憩前に戻り、会議を再開いたします。 (14:48)</p> <p>ほかに、ございませんか。</p>
<p>休憩再開</p>		

<p>休憩再開 令和3年度普代村一般会計補正予算(第5号)</p>	議長	<p>(なし)</p> <p>なければ、質疑を終結いたします。</p> <p>直ちに採決を行います。お諮りいたします。</p> <p>議案第7号「復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。</p>	
	議長	<p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は、原案のとおり可決されました。</p> <p>ここで、(午後)3時まで休憩といたします。(14:49)</p> <p>休憩前に戻り、会議を再開いたします。(15:01)</p> <p>日程第8議案第1号「令和3年度普代村一般会計補正予算(第5号)」を議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>川向総務課長。</p>	
	川向総務課長	<p>それでは、上程されました議案第1号について説明いたします。</p> <p>(以下、総務課長説明、記載省略)</p>	
	議長	<p>提案理由の説明が終わりました。</p> <p>これより質疑を許します。</p> <p>1 番嵯峨典行議員。</p>	
	嵯峨議員	<p>2点ばかりお願いします。1点目は質問でなくお願いです。ふるさと納税の関係がちらほら出ていますが、令和2年度のふるさと納税額が2億3,000万円、そのうちの実際役場が使えるお金が1億1,000万円弱、経費分はいりませんが、例えば項目別に寄付者が産業に何ぼう、何に何ぼうというような振り分けをこの間見せてもらったんですけども。明細を後でこういった事業に使いましたよというような項目ごとに一覧表で、できればこういったのに役場は使ったんだというのを納得したいというので、一覧表をお願いします。これはお願いです。</p> <p>2点目の質問は、14ページ、扶助費で高齢者移動支援事業皆増64万8,000円、さっき一般質問でもやったタクシー券の補助だと思いましたが、これの中身ですね。例えば普代村の場合は、北が一番遠いところが堀内机、こっち側でいえば例えば黒崎とか、山手の方と違って、あと元村と違ってタクシーを使う料金もちょっとまちまちだと思うんですが、こういった形態で月にこういったようなあれになるのか、ちょっとそこらの辺の中身についてお知らせ願います。</p>	
	議長	<p>道下住民福祉課長。</p>	
	道下住民福祉課長	<p>高齢者移動支援事業の中身というお尋ねでございました。現在、福祉タクシー助成ということで障害者の方にですね、こういった移動支援を行っております。中身につきましては同様に考えておまして、距離の関係もございますが、まず今年度そういった必要な方がどれくらいいら</p>	

	<p>議 長 嵯峨議員</p> <p>議 長 道下住民福 祉課長</p>	<p>っしゃるかということで、事業・助成の内容につきましては 540 円の基本料金というか、初乗りの金額になりますけれども、それを月に 2 枚×今回は 10 月からですので 6 カ月分ということで 100 名ほどを見込んだ中で助成をさせていただきたいなというふうに思っております。初めての事業でありますので、この事業結果を踏まえながら、またご相談もさせていただきながらですね、どのような制度がより皆様に使っていただける制度なのかということところは検討してまいりたいと思っております。</p> <p>1 番嵯峨議員。</p> <p>初乗りということは、例えば黒崎の方から元村の病院までタクシーで急に来たいっていったときにも 540 円だけ、片道分だけということはそれを 2 枚だけ、そうすれば元村の例えば旭日区の方から来るのも 540 円。何かちょっと初めてのことだと思うんですが、前私提案したときに確かに遠くの方から来れば距離が。例えば黒崎からであれば片道 3,000 円近く、元村の上区から病院までであれば 1 メーターで 540 円なんですけれども。やはり 1 番不便しているのは遠くといえますか、元村から離れた人たちが、1 人で住んで自家用車もない、ちょっと具合が悪くなった、病院にすぐ行きたい、定期バスの時間には合っていない、隣には誰もいないといったときにお金が例えばない、そういったケースも考えられると思いますので、今年度は試験的にスタートしたということだと思いますけれども、やはりそこら辺はもう少し詰めていてもらいたいですね。スタートですので、確かにありがたい制度がスタートしたと思いますけれども、そこらの辺もやっぱり不公平感のないようにやってもらいたいですね。まずよろしくお願ひしますが、最後に一言もらって終わりにします。</p> <p>道下課長。</p> <p>制度の内容といたしまして、補足をさせていただきたいと思います。例えば距離が遠いところから近いところからさまざまあると思います。基本料金というのはあくまで基本料金を 540 円として計算した中で 1 回しか使えないということではないです。例えば 2,000 円、3,000 円掛かる中で今考えているのは、1 度に使えるのは 2 枚ですよ。ですので 1,080 円までは使えますよというような考え方で制度の方は。</p> <p>(「1 カ月で 1 つ」と嵯峨議員)</p> <p>1 カ月に 2 枚計算ですので、1 月に 2 枚計算、そういう中で 1 回タクシーを使って 2 枚を使いましたということもあると思います。往復で 4 枚ということもあるかと思ひます。また元村の方は 1 枚で済むということもあると思います。そういった当然距離によってのバランスっていうのも今後そこも配慮していかなければならない点だなというのは確かに思っております。現在、福祉タクシーの障害者のタクシー助成の内容で今回は揃えさせていただいております。今後研究してまいります。</p> <p>(「よろしくお願ひします。終わります」と嵯峨議員)</p>
--	--	---

	<p>議長 古沼議員</p>	<p>ほかに、ございませんか。 5 番古沼和也議員。 5 番古沼です。15 ページの 6 款 2 項 1 目の普代村有害鳥獣駆除報奨金皆増とあって、その概要にニホンジカを捕獲した場合、ニホンジカ 5,000 円、イノシシが 1 万円とありますが、ニホンジカもイノシシも同様に 1 万円でもいいのではないかなと思うんですが。また今までにイノシシを捕獲した事例があるのか。あと、捕獲したニホンジカとかイノシシはどういうふうに処理されているのか併せて担当課長にお伺いいたします。</p>
	<p>議長 山崎農林商工課長</p>	<p>山崎農林商工課長。 ただ今のご質問にお答えをさせていただきます。まずニホンジカとそれからイノシシ、ニホンジカは 5,000 円、イノシシは 1 万円とさせていただいておりますが、ニホンジカの方は県の方から捕まえますと 1 頭 1 万円出ますので、村から 5,000 円で 1 万 5,000 円金額が出ます。イノシシにつきましては県の助成はないんですけれども、今回目撃情報も若干あるので、今後のためにとということでイノシシはなかなか捕まえづらいという情報がございますので、ニホンジカよりは高い設定をちょっと担当課の方ではさせていただいております。 あとイノシシの捕獲例でございますが、私の知ってる限りはございません。一応、捕獲用のわな等は購入してございますけれども、なかなか昨年までは目撃情報がなかったものですから利用する場がございました。ただ今年の夏、お盆ごろ、茂市地区で数頭目撃したというお話を聞いておりますし、また田んぼの方に入った足跡等からイノシシであるということもありますので、こちらの方はわなを設置するかどうか猟友会・実施隊の方で検討しておりますが、今のところは捕獲実績はございません。 あと捕獲後のそれぞれの活用といいますか、どういうふうに行っているかということで、実施隊の方々等でそのまま焼却する場合もありますし、肉を自分たちで捌いて食するというところもあるように聞いております。それ以外については、久慈の焼却場の方に廃棄という状況でございます。</p>
	<p>議長 古沼議員</p>	<p>5 番古沼議員。 何か岩泉の方では 8,000 円くらいニホンジカを捕獲するとただけらって聞いたんで、それでやっぱり猟友会の皆さんも仕事の途中とか休みの日とか割いて駆除に当たっている訳ですから、やっぱり駆除を促進するならもうちょっと増額を検討してもいいのではないかなと思います。あと、イノシシは捕獲したことはないということですね。 あと処理の方ですけども、廃棄とか食べるってそんないっぱい食べる訳ではないと想像できるんですけど、せっかく捕ってきたらジビエみたいに販売とかはできないのか伺います。</p>
	<p>議長 山崎農林商工課長</p>	<p>山崎農林商工課長。 ただ今のご質問にお答えをさせていただきます。岩泉町さんのニホンジ</p>

	工課長	<p>カ 8,000 円、確かに先日私お答えした記憶ございますけれども、そのほかに例えば遠野市さんでは 6,500 円とか、市町村によって加算の額が違うんですけれども、初めてでございますので、どの程度捕獲実績が出てくるか頭数とか量によってまた変わってくるかもしれませんが、初年度はとりあえず 5,000 円という考えで進めさせていただければと思っております。</p> <p>あと、捕獲したものを肉の販売だったりとかそういうものについては、別途許可が必要なのかそこら辺もちょっと勉強させていただければと思います。</p>
	議 長 古沼議員	<p>6 番古沼議員。</p> <p>意地でも上げたくないような感じなんであれですけども、せっかく捕ったんだからね、新しい有効利用して新たに産業が生まれたり、駆除がもっと進行するかも分からないんで、ご検討の方をお願いいたします。質問を終わります。</p>
	議 長 森田議員	<p>7 番森田幸一議員。</p> <p>古沼議員と同じ質問なんですけども、先ほどの課長の説明では、久慈の方で焼却処分ということでしたが、その焼却料は、自治体というか村で負担しているのか、いくらなのか、すみませんがお知らせ願います。</p>
	議 長 山崎農林商 工課長	<p>山崎課長。</p> <p>ただ今の質問にお答えをいたしますが、実際に焼却場に持って行った場合に、普通はごみですと捨てる前に量って終わってから量るんですけども、鳥獣の場合は量りませんので、個人的には払っていないのかなという。普代村ではそういう話しはないので、請求は。鳥獣を捕獲することを推奨というか、県も補助金を出しておりますので、これには料金負担はないものと思っております。</p>
	議 長 森田議員	<p>7 番森田幸一議員。</p> <p>ちょっとしつこいようですが、その焼却場に持ち込む際、申請する書類を書いて何か提示する、例えば狩猟免許を持っているとか、普代村の何か書類を持って行くとか。一般の人が持って行ってもタダで焼却してくれる訳ですか。</p>
	議 長 山崎農林商 工課長	<p>山崎課長。</p> <p>処分する前の処理としまして、特に申請書類を記入するとかそういったのは一切なくて、その内容をクマとかシカだと報告するだけでございます。事前に普代村とかどこの猟友会とかという申請等もございません。</p> <p>(「分かりました」と森田議員)</p>
	議 長 大上浩史議 員	<p>ほかに、ございませんか。</p> <p>3 番大上浩史議員。</p> <p>3 番大上です。8 ページ、固定資産税の三角 400 何十万円、これはどういう性格のものなのか。それから次の軽自動車税が 41 万 9,000 円ありますが、軽自動車というのは何台分でこの 41 万 9,000 円。不景気でナンバ</p>

	<p>議 長 山田税務出納課長</p>	<p>一をなくしたのか、台数が、軽自動車の場合は税額が非常に低い訳なんです、それが廃車だとは思いますが、この金額が大きいなという思いがありますので、何台分なのかどうい理由があつての41万円なのか、そこら辺の説明をお願いします。それと先ほどの固定資産税の関係ですが、関連で、ほとんど結構空き家がある訳ですが、そういったものに対しての課税というのはどういうふうになっているのか、おそらく空き家ということは全部が全部ではないけども、ほとんどが持ち主というか、そういう人がいなかったりする場合がある訳ですが、そういった場合の処理の仕方がどういうふうになって400万円になるのか、そこら辺に関連があるのかどうか、併せてお願いします。</p> <p>それから15ページの最後に150万円、地域で宿泊体験というのがありますが、これはどういう性格のものかお願いします。</p> <p>なお、くろさき会計で恐らく出てくると思うんですが、次のページのくろさき荘に250万円歳出がある訳ですが、これはそっちの方で聞いた方がいいのかどうか併せてお願いします。</p> <p>山田税務課長。</p> <p>まず軽自動車の関係でございますけども、当初予算の積算時に10月末時点での実績台数での積算をしておりましたが、今年度の4月1日時点の軽(自動車)の台数が積算の方を下回ってしまいまして、多く見込んでいたというような状況でございました。大体軽自動車で行きますと、15台くらい多く見込んでいたというものとなっております。あとバイク等であれば、7~8台ほど多く見込んでしまったというような状況でございまして、今回減額させていただきます。</p> <p>あと、空き家等の家屋というようなことでございましたけども、固定資産税ということございまして、相続人の方々がいる訳でございますけども、そういった方々で課税の方を支払ってもらっているという状況で現在は家屋等は行ってございます。</p> <p>あと1つ、新型コロナウイルス感染症に関する地方税等の減収補填分の交付金の内容でございますけども、こちらの方におきましては、令和3年度の課税に限りということですけども、償却資産、あとは事業用の家屋に係る固定資産税の課税標準額につきまして、減収されたものについては、今回の交付金の対象にしますよということで、5団体の方で約350万円ほどの今回減収分の補正ということで今回上げております。以上です。</p> <p>議 長 山崎農林商工課長</p> <p>山崎農林商工課長。</p> <p>15ページの7款商工費の地域で宿泊体験・レビュー事業の関係でございますが、こちらは8月の臨時会でも100万円ほど計上させていただいておりますが、そちらの方の利用はやや使いましたので、今現在は岩手県独自の緊急事態宣言で新規の予約はストップしておりますが、こちらの方が解除された後に継続して宿泊助成をお願いできればということで</p>
--	-------------------------	--

	<p>議長 大上浩史議員</p>	<p>150万円を今回計上させていただいております。</p> <p>あと27節の250万円のくろさき荘への繰り出し金の部分でございますが、くろさき荘で使っている保冷車、こちらの方がフレームに亀裂が入って車検が通らない状況ということで、またこれを220万円ほどの金額で中古になろうかと思いますが、購入するための費用の繰り出しをお願いするものでございます。残りの30万円につきましては、施設の修繕ということで厨房等、あとは従業員用のトイレの部分の自動手洗い等の修繕を考えておるものでございます。</p> <p>3番大上議員。</p> <p>最後の方から再度聞きますが、150万円の宿泊の関係がこれは宿泊すれば何ぼうという、何ですか国が認めているようなのが再度コロナが収まればまたそれを利用するという意味での150万円というふうに解釈をすればいいんですか。もう少しその宿泊経費というか150万円が。次ゆっくり。そこら辺を詳しく再度お願いします。</p> <p>それから全然冒頭の400万円の固定資産税については、理解が全然苦しむんですが、固定資産税そのものの400万円の減ということは、前年を対比したことで3月の見積りというかから400万円減ったんだという、定期的な固定資産税の場合は、ある程度前年対比だから決まっている訳ですよ。そういう意味でこの400万円が減になったということになれば、何かしら建物がなくなったとか、どこかの会社が倒産したとか。あるいは先ほど言った家に関しての固定資産税が免除、古くなったからなくなったとかという、何かしらの原因があって400万円の見込み違いだという理屈があると思うんですよ。その理由について説明を願いたいということです。</p> <p>それから、次の軽自動車といえば、おそらく4,000円か何ぼうのやつが40万円ということになるとかなりな台数だな、結局古くなって廃車にしたのか、別の車に乗り換えたのか、やはりここら辺を見るとという経済の流れがどうなったのかなという悪い思いがあるために聞いている訳なんで、たった少ない総金額だけれども、ただ税額にすれば少ない金額な訳ですよ。だから非常にそういう意味では、経済に関しておかしい状態、これだって前年対比の軽自動車税というのの関係で、今年も同じ台数だよ、同じ金額だよという前提で懸案しておったと思うんです。それが、4月から5月の算定で明らかになったということであれば、40何万、台数が20台なら20台減ったよということになる訳ですが、それについても、なぜにそんなに台数が20台、25台減っているのか、あるいはそれによって、軽(自動車)から違う乗用車に代わったために軽自動車が減ったとかということになれば、経済にそんなに影響がない訳ですが、そこら辺をどういうふうに見込んで40何万数字が出てきたというようなことの内容を聞きたい訳です。</p> <p>議長 山崎農林商工課長。</p>
--	----------------------	---

	山崎農林商工課長	<p>くろさき荘の地域で宿泊体験の部分ですが、普代村住民の方が泊まれば、これまでも行っておりますが6,000円の助成しますよと。あと県内、それから東北6県、新潟まで含めて利用していただければそちらの住民の方は4,000円を助成しますということで今回は普代村が70名、それ以外が902名という計算で利用、そのほかに宿泊していただければ500円の商品券2枚を差し上げましてそれで買い物等をしてもらうというものでございます。これまで600万円ほど予算計上をさせていただいております。以上でございます。</p>
	<p>議長 山田税務出納課長</p>	<p>山田税務出納課長。 最初に固定資産税の方ですけども、こちらは、新型コロナの軽減分を当初考慮していなかったもので、今回の補正予算では、軽減相当分を今回400万円ほど減額しておりますけども、9款の地方特例交付金の方で減額された分を交付金として、今回国の方から全額補填されるというものでございまして、事業用の家屋が5件、あとは償却資産が3件の分で、今回、特例交付金の方で対応させていただいております。あとそのほかには家屋等が滅失ですとか、そういったかたちでなくなって解体したもの等で若干変動がございまして、今回その分を差額分ですか、そちらの方も一緒に併せて減額してございます。</p> <p>あと、軽自動車でございます。昨年の10月末時点での台数ということで、それと今回の課税になった4月1日時点の台数がかなり減っております。何と申しますか、利用者が少なくなったものか、あるいは今まで車を廃車処分をしていなかったものが何台かあったのか、ちょっとその辺はあれですけども、いずれにしろ利用者の利用台数が減ったというような状況でございます。</p> <p>(「3回目だが」と大上浩史議員)</p>
	<p>議長 大上浩史議員</p>	<p>答弁不足があるようですけども、3回目。 3番大上議員。 3回目なのでやめますが、私の聞きたいのは41万9,000円、15台なら15台、税務課だったら、こんなに小さい村なら把握できる訳ですよ、あの人が死んだから廃車になったとか、どこかに行ったから廃車になったとか、15人分なら15人分かる訳ですよ。そういう意味であれば経済に全然関係なく41万円何ていうのはどうってことない訳ですけども、そういった分かりきったこともしないで、ただ数字的に41万9,000円少なくなったよだから補正しますよというような単純な問題ではないでしょうと。そういうのをわれわれも理解して、やはり世の中が不景気なんだな、それによって廃車になったんだとか、あるいはお年寄りが亡くなって、運転免許がなくなって少なくなったんだとか。あるいは先ほども何回も言うようだけれども、軽(自動車)よりは乗用車の方がいいから乗用車に変更したとか。そういうことであれば、すごくいいことであるけどもね。そういうのは単純に数字を載せるのでなくして、分析した結</p>

果、こうこうしかじかで 41 万 9,000 円になりましたよってスパッと答えが出てくれば納得する訳ですよ。それが全然納得するような回答でない訳だ。

それから 1 番目の 400 万円についても、コロナの関係ですよと。別な方で私が聞いている範囲では、コロナの関係のあれでプラスマイナスゼロですよということであれば何も問題はないんだけども。これも何回も同じことを聞くんだけども、先ほども言うように、普代には余程あちこちに空き家もそちこちに出ているんだと、そこら辺がどういうふうに処分されてどういうふうになったのかなという不思議があるからこそ、この 400 万円というのがそれに関連性があるんじゃないのかなと思うから、それを聞いている訳です。全然関連性がないですよと、それはそれで別な人が、息子・娘が払っていますよということであればああそうですかということになる訳ですし、いやそうでない、そこら辺も見込んだ状態で、たまたま 10 件なら 10 件は全然不可能でございます、ついては 400 万円見積もったけども、半分の 200 万円はそういう状態で三角を作りましたとかそういう納得する具体的な例を説明してくればああなるほどと思うんだけども。どうもそれ以外のコロナの関係だうんぬんかんぬんって、コロナの補助がどうなったのやという、次のページにあるんだろうけど、時間があればゆっくりそこら辺を精査して聞きたいんだけども、それも時間の関係上私が時間を取る訳にもできないから、納得のいくような状況・説明を願いたいと思います。税務課長じゃなくても、副村長なり総務課長なり訳が分かった内容を説明できれば説明願いたいと思います。

それから農林商工課長が言うあれは、今ちょうどそれこそ今回の 9 月の補正で金額を載せるんでなくして、今それこそ岩手県はこういう状況でそれこそ旅行だ宿泊だというのはできない訳だよ。ただ見込みとすれば早くそうなってもらいたいというテレビ、日本全国そういうふうになっているし、そういうことを見込んだ 150 万円だという理解はするけども、今いまこの 150 万円をそういうことのために載せるっていうことは俺はおかしいんじゃないかな。12 月であっても 11 月であってもそれこそ臨時議会があったときにそれが必要性があるならば当然載せるべきだし。何か聞くというところさき荘への補填だ、くろさき荘に泊まれば 6,000 円くれます、何くれますという前提にこの 150 万円がつくられているんじゃないかなと悪く私は解釈する訳で、今それこそ宿泊だどこだって行ってられないそれこそ状況だ訳ですよ。確かにダウンした訳だけでも、ただそれでもようやくというか、久慈の方に、盛岡・中央の方ばかりで安心してたけどもこっちの沿岸にも来たということになれば、喜んでそれこそ宿泊の措置をしろという時ではないなという思いがあるもんだから、やはりそれは引っ込めて次回に回しますということであれば納得できるけども。今いま将来のことを見込んだ 150 万円の補正とい

休憩再開	<p>議長 川向総務課長</p>	<p>うのはおかしいんじゃないかなというふうな思いがあります。それもこれもたかが平議員がしゃべるのは何しゃべってるって笑われるのが程度だけでも。それ以上は3回目だから言いませんが、もう少し三角の税金に関しては説明をお願いします。おかしいと思うんだ。</p> <p>川向総務課長。</p> <p>交付税との関係とも絡みがあるので、そこだけちょっと説明をさせていただきたいと思いますが、8ページの9款地方特例交付金で353万3,000円、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金というのがあります。これがですね、新型コロナウイルス感染症の関係で、厳しい経営状況化にある中小企業者等に対して、令和3年度の課税の1年分に限り、償却資産、事業用の家屋に係る固定資産税の課税標準をゼロということで軽減措置が図られているということで403万円の中の353万3,000円についてはこの分で補填しますよと、軽減された分を補填しますよということになります。残りの49万5,000円についてが、全体での償却分との差額で落ちるということの内容になりますので、その差っ引きになります。その関係になります。</p> <p>(「分かりました。議長、4回目だけれどもちょっと言わせてください」と大上浩史議員)</p>
	<p>議長</p>	<p>暫時休憩いたします。(16:08)</p> <p>休憩前に戻り、会議を再開いたします。(16:13)</p> <p>ほかに、ございませんか。</p>
	<p>金子議員</p>	<p>2番金子泰男議員。</p> <p>2番金子でございます。3点ばかり、中身についてどうのこうのといったような部分ではございません。中身についてのご説明をお願いいたします。11ページの防災諸費の部分、防災行政無線屋外スピーカー増設工事といったような部分、これはどこが増設といったような部分であるのかなと思っております。今防災無線が付いてしばらく何十年といったような部分だろうと思えますけれども、やっぱり今日本各地でいろいろな災害といったような部分が起きている中でこういった聞こえないといったような地域があることが非常に不思議だといったような部分にもあります。いずれこの防災行政無線がどこの地域に行っても聞こえないといったことがないようにしなければならない、そのためのスピーカー増設といったようなことであるのかなと思っておりますが、このことによって、いろいろ年数がたっている訳ですが、各地域がどこも防災無線が聞こえないんだと、聞きづらいんだといったような地域がないのかどうか、やっぱりあつてはならないと思う訳ですが、そこら辺をお聞かせをいただきたい。いずれいろいろ故障等は聞こえないといったような部分に対しましても担当課が本当に誠意ある対応をしてもらっております。よろしくお願いをいたします。</p> <p>それから先ほど同僚議員が質問した訳ですが、14ページ高齢者移動支</p>

	<p>議長 川向総務課長</p>	<p>援事業皆増といったような部分で、タクシー助成事業といったような部分、私はこれは非常にいい事業だと思っております。高齢者にとっても非常にありがたい、そしてまたタクシー会社にとってもタクシーの売り上げが少しでも貢献になると、高齢者とタクシーの助成といったようなことで一石二鳥といったような部分で非常にありがたい事業であると思っておりますが、ぜひとも私は今後とも継続して進めていきたいなというような思いがしておる訳です。ただ、高齢者ということは、70歳以上、そして免許のない方といったようなご説明がありました。最初の年度でありますからどれくらいの方が活用をするのかなといったような部分がある訳ですが、いずれにしてもこの事業は続けていきたい、その決意といいますか、そういった部分をご説明をいただきたいと思っております。</p> <p>それからもう1つ、これは17ページの消防施設費の部分ですが、防犯カメラ購入費という部分で、説明で普代分署の出入り口に防犯カメラを1台設置したといったようなことである訳ですが、当初からやっぱり防犯カメラというものは必要であったのかなと私思っております。いろいろな犯罪等全国的にある訳ですが、公共施設に今後においても順次防犯カメラこれを取り付けていくことが犯罪防止の1つの大きな役割にもなるとこのように思っております。そして、今まで付けていなかった訳ですが、どのような経緯で今付けることになったのかなといったような経緯の部分。それから今後、防犯カメラを公共施設等に付けていく訳ですが、どのような予定、あるいは計画でどの程度の公共施設に付けていくのかなといったような部分の予定・計画があったらお知らせをいただきたいと思っております。</p> <p>それからもう1点お聞かせをいただきたいんですが、17ページの小学校・中学校費の部分でございますが、説明によりますと学校管理費という部分で、学校の臨時休業等に伴う学習への支援事業増というようなことで、修学旅行のキャンセル料の皆増と。これが小学校の方が25万5,000円、そして中学校で30万円といったような部分がある訳ですが、今皆さんがご存じのとおり、コロナ禍というようなことでなかなか修学旅行等もできないといったような状況にある訳ですが、このキャンセル料はそういった十分なコロナ禍を踏まえた中で、どのような計画をもって小学校・中学校で計画をなされてキャンセル料に至ったのか、そこら辺の説明をお願いします。何もこの予算にどうこうといった部分ではございません。中身の説明をお願いします。</p> <p>川向総務課長。</p> <p>まず防災無線のスピーカーの増設につきましてですけども、ある地区からですね、新築の家屋がありましてそこが山を切り崩して新しく建てたところがあります。その部分で山を切り崩しているの、ちょうど影になっていて聞きづらいということですのでですね、いろいろ要望等もあり</p>
--	----------------------	---

	<p>議長 道下住民福祉課長</p>	<p>まして、ある程度木の伐採とかそういったこともいろいろ検討いたしました。そういう要望もあったりしてですね、いろいろ検討をさせていただきましたけれども、やっぱり増設しないと効果が出ないということで、今回計上をさせていただきました。どこの地区としゃべれば人が固定される可能性もありますので、それはちょっと控えさせていただきたいんですけども。あとはそれぞれ防災行政無線あるいは告知端末等におきましても、聞こえない部分につきましては、まず担当の方で出向きましてチェックをして、業者と相談しながら随時対応させていただいておるといような状況でございます。</p> <p>あと、消防の分署の防犯カメラの部分でありますけども、これは以前から付いておるものであります。それが故障して壊れておりまして、分署の方の要望からそれを取り換えてほしいというものでありましてこれを更新するというものであります。普段、火事が起きますとみんな消防職員もみんな出払うというような部分も出てきます。そういった際にいらした方々、どういった人がいたかというの確認もできるような状況にありませんので、そういったカメラが必要であったということで当時はこういうものを設置をさせてもらっているというものであります。行けばチャイムが鳴ったりとかするものでありますけども、そういったものであります。あと防犯カメラの設置につきましてですけども、一昨年でしたか、何の事業だったかちょっとど忘れしましたがけれども、各公共施設等には防犯カメラを設置してございます。結構イベントの際にですね、いろんな被害があったとか、そういうこともあって被害届が出れば警察を通じてその記録データを見せてくれということで、何回かのそういった照会とかもありますので、まずそういったある程度の施設については設置しているかなというふうには思っております。ちょっと台数につきましては手持ちに資料がございませんので、後でまたそこはお知らせしたいと思います。</p> <p>道下住民福祉課長。</p> <p>高齢者移動支援事業の関係で今後の取り組みの決意というようなご質問だったと思いますが、まず 2020 年に 41.9%の高齢化率であります。20 年後の 2040 年には 58. 数%ということで、約 60%と見ると村民の約 6 割、5 人に 3 人が 65 歳以上になるというように人口ビジョン等でも推計をしているところでございます。今後さらに高齢化率が高まる中で、早急にも対策をしていかなければならないところが多いものというふうに思っております。関係者また関係団体とも連携を取りながら、そういった高齢者のニーズに対応をしていくようにですね、現行のサービスの水準を維持するというのも大事ではありますが、また新たな課題等に対する対応、新たな取り組み・サービスというのにも出てくるものというふうに思っております。まずこの事業が皆様に使い勝手のいいものになるようにですね、取り組みながらこのサービスが続くように担当課として</p>
--	------------------------	---

	<p>議 長 菅野教育次 長</p> <p>議 長 金子議員</p>	<p>も取り組みたいというふうに思っております。ありがとうございます。 菅野教育次長。</p> <p>17 ページの小・中学校の修学旅行のキャンセル料についてでございますが、これはまだ修学旅行が中止になった訳ではございませんので、小・中学校とも 11 月に延期になっております。今後またコロナの状況にもよりますが、仮に中止になった場合にその分のキャンセル料を村の方で負担しようということで予算化したもので、昨年、2 年度も結果的には行いましたけれども予算計上はさせていただいているものでございます。以上です。</p> <p>2 番金子議員。</p> <p>ありがとうございます。最初の部分ですが、防災行政無線スピーカー増設といったような部分で、このことは本当にありがたい、場所は聞かなくてもとにかく地域全体の皆さんが防災無線を聞こえる状況をつくるのが村としての役割といったようなことで私思っております。ぜひとも今後においても聞こえないといったことのないような、村全体がそういった村になるように努力をしていただきたいなと思います。</p> <p>それから 2 点目の高齢者の部分でございますが、本当にありがたい事業でございます。タクシー助成と、高齢者にも優しいそしてタクシー会社にも優しいと、二重のメリットがあると。これをお知らせをするということになれば、議会が終わってからお知らせをするんだろうと思いますが、どういったような手段で高齢者にお知らせをしていくのかなといったような部分、これは 10 月開始予定ですから早急に通知はしなければならぬものだと思っております。いずれにいたしましても非常にありがたい事業だなと本当に思っておりますので、ぜひともそういった部分も含めてよろしくお願いをしたいと思っております。</p> <p>それからこの備品購入費で消防施設の部分ですが、玄関ということで私はついてつきりそのドアの玄関でなく入り口の道路の前に付けるのかなと思いました。今までやっぱり玄関にはあった訳ですよ、それは知ってる訳ですが、何か議運等の説明で私が勘違いしたんだろうと思いますが、道路玄関・入り口でない方の道路の広場に入るところかなというように思いでこの質問をさせていただきましたが、いずれにいたしましても公共の施設等はやっぱり最低限度、防犯カメラはどこに行ってもある訳ですから、順次どこら辺までが可能なのかそれはこれから検討の余地がなされると思いますけれども、あってくれればいいのかとそういうふうに思っております。ぜひともそういった部分のご検討もいただきたいなと思います。</p> <p>それから学校のキャンセル料の部分ですが、やっぱりこれから、まだ修学旅行が延期でやっていないんだと、ここの部分も私の勘違いといったような部分だとは思いますが、キャンセル料を早めにとっておかなければならないのかといったような。キャンセルになってから取れ</p>
--	--	---

	<p>議 長 川向総務課 長</p>	<p>ば全然間に合わないのかどうか、そこら辺、今の議会で取っておかなければならない、そういった状況にあるのかなというような気もする訳ですが、今何としても取っておかなければならないんだというような部分であるのか。そしてどの程度になったら修学旅行が可能と教育委員会として思っているのか再度お願いをします。</p> <p>川向総務課長。 防犯カメラの設置状況について資料がありましたので説明をさせていただきます。公共施設防犯カメラ設置業務委託ということでですね、村内の公共施設 11 カ所につきまして防犯カメラを設置しております。役場、B&G海洋センター、管理センター、あと観光センター、くろさき荘、診療所、小・中学校、子ども園、キラウミ、黒崎の小規模多機能ということで、コロナの関係で特養施設にも補助をして付けてありますので、大まかな公共施設には整備しているのかなというふうに思います。今後どこかもうちよっと必要な部分があればさらに検討は進めさせていただきますと思います。以上です。</p>
	<p>議 長 三船教育長</p>	<p>三船教育長。 ちょっと順番が違ったかもしれませんが、私の方から修学旅行に関してのお答えをさせていただきます。修学旅行につきましては、学習指導要領の中で目的と意義が示されております。学校生活の中で児童生徒の貴重な体験学習・集団学習の場という修学旅行ですので、何とか実施させてやりたいというのが学校、そして教育委員会の思いでございます。先ほど次長の方からもお話しがあったように、小学校は当初9月16・17日、中学校は8月31日～9月2日の予定であったものを緊急事態宣言等の発令を受けまして、小学校が11月18・19日、そして中学校が11月12日～14日までに変更しております。当然修学旅行ですので、事前の準備を学校で綿密にしたりと、宿泊先とか訪問先とか旅行業者さんと細かい詰めをしていく訳でございます。昨年と同様に実施できればキャンセル料等発生しない訳ですけどもこういった事態でございます。そして2カ月後でございます。国におきましても11月までには何とか緩和をしたいというふうなお話しもされていますが、予算の執行をせずに済めばそれに越したことはございませんし、またキャンセル料につきましても、修学旅行の実施予定日の1週間前を最終決定日として、1週間前のキャンセル料の30%を今回補正予算に計上させていただきました。キャンセル料が出てからといってもそのためだけに臨時会を開くことも大変なので、9月定例会で事前に1週間前のキャンセル料30%に当たる金額を今回計上させていただいたと。</p> <p>ちなみに聞かれてもいないこととお話ししますが、久慈管内で修学旅行を実施したところもございますけども、延期をしたところは1校だけでございます。全てが何とか実施をさせたいということで、1校を除きほかは延期ということで今計画しているということでございます。</p>

	<p>議長 金子議員</p> <p>議長 大上智議員</p> <p>議長 道下住民福祉課長</p>	<p>ので、その辺もご理解いただければというふうに思います。私からは以上です。</p> <p>2番金子議員。 ありがとうございます。いずれ私もやっぱり子供たちに旅行はしていただきたいというような思いはすごくあります。だがしかし、安全の部分では余程の部分を教育委員会としても学校としても気を付けながら、子供たちに感染をさせないようないろいろな手立てがあると思いますので、ぜひともそこら辺は今まで以上に修学旅行である訳ですから、遠い近いは別として感染にならないようなそういった体制で、やるとしても望んでいただきたいなというふうに思います。以上でございます。終わります。</p> <p>4番大上智議員。 4番大上智です。2点伺います。1点目が13ページの3款民生費1項1目12節の委託料でございますけども、障がい者プランの件ですけども、今年3月に220万円で障がい者福祉計画等を、障がい児福祉計画が策定されていますが、これを1本化した障がい者プランをまた策定するっていうか、関連性を伺いたいと思います。 それから2点目は、次のページの14ページですけども、何回も高齢者福祉タクシーの助成事業を皆さんお聞きになっているんですけども。私全然分かんないものだから聞くんですけども、これの発券方法というか、どのようにして助成券を発行するものなのか。それはもう6カ月分を1回に申請があればやるものか、それともその都度申請して発行するものか。そしてもしその6カ月分を1回に発行するんだったら先ほど課長がちらっとしゃべったんですけども、一応6カ月分を1回にやって1カ月にまとめて往復分の2枚だけ使用しなくても4枚なり6枚なりというのも聞き間違いかもしれないけども、そういう使い方も可能というふうに聞いたんですけども、その辺はどうだったのでしょうか。以上2点をお願いします。</p> <p>道下住民福祉課長。 13ページにあります、障がい者プラン策定事業の関係ですが、お話しのとおり昨年度3月に策定をいたしました障がい福祉計画と障がい児福祉計画ですね、今回策定する計画につきましては、障がい福祉政策の中の最上位計画としてですね、障害者基本法に基づく市町村の計画の策定ということで、考え方とすれば3月に策定をした両計画の上に位置する全体的な考え方、方向性、また理念っていうものをですね、今回プランとして一体的にそれをまとめたなというふうに思っておりました。現計画は平成24年度からですね、令和3年度までの10カ年でありました。ちょっと期間が長いということで、今回5年とさせていただいてですね、この下にある障がい児福祉計画と障がい福祉計画、同時に第何期というのを進めていきたいということで今回5年を設定させていただいており</p>
--	---	--

		<p>ます。</p> <p>あともう 1 つ高齢者の移動支援の関係になりますが、発行方法、また 1 回で全部発行してその使用制限とかはどうなのかという詳細な部分については今後も詰めていきたいとは思っておりました。発行方法につきましては、考え方とすれば移動困難な方に役場に来て申請をしろっていうのはちょっと残念だとか、あまりにも丁寧ではない対応になりますので、できましたら地区に出向きましてですね、そういった方々を対象者の方に事前にご案内をして、公民館に何時までに来てくださいということで一旦申請をしてその方が条件にあったならば、その 6 カ月分の券を発行してお使いになっていただくというふうに考えております。ただ 6 カ月分ですので、12 枚と考えたときに 1 月に 12 枚使ってもいいのかというようなこともあろうかと思っておりますので、その辺はもう少し詰めた中で 1 カ月の使用枚数なども決めさせていただきたいなというふうに思っております。以上です。</p>
	議 長	4 番大上智議員。
	大上智議員	分かりました。ありがとうございます。終わります。
	議 長	ほかに、ございませんか。
	森田議員	7 番森田幸一議員。
		7 番森田です。すみません。17 ページ、10 款 1 項 4 目通学バス運営費の需用費、修繕料 49 万 6,000 円これの内容をちょっと説明願います。
		それともう 1 つは、10 ページ、21 款 1 項村債の 3 目民生費のはまゆり学園建設費負担金、過疎債で予算化しているんですけども、これを別の予算に組み替えるものなのか、その辺もちょっと説明をお願いします。
	議 長	菅野教育次長。
	菅野教育次長	10 款のスクールバスの修繕についてでございますが、これは、はまゆりバスといいましてマイクロバスがございますけども、その床ですね、通路っていうか床部分がちょっと腐食というか修繕が必要になって、全部床の内装のシートも含めて全部取り換えて、あと腐食したところを修繕したっていうものでございます。以上です。
	議 長	道下住民福祉課長。
	道下住民福祉課長	お答えいたします。10 ページのはまゆり学園建設費負担金、過疎債、250 万円の減であります。これについては、歳出のですね 13 ページの中段に 18 節負担金・補助及び交付金、ここで 254 万 4,000 円の減額となっております。建設費の構成市町村の負担割合でここを減額するものんですけども、国庫の内示がありまして県の補助の上乗せがあつてですね、各市町村当初予定していた負担金がこれくらい減額すると、それに伴って財源である過疎債を 250 万円減額するものでございます。以上です。
	議 長	7 番森田議員、これで最後に、お願いします。
	森田議員	17 ページの 10 款 1 項 4 目、バスの件ですけども、これは買ってどれくらいたっているんですかね。結構古いバスなんですか、床を修繕する

	<p>議長</p> <p>菅野教育次長</p> <p>議長</p> <p>正路議員</p>	<p>っていうことは素人考えですとほかもどんどん傷んでくる。更新の予定っていうのはないものか、それも伺います。</p> <p>7番森田議員、3回目ですので回答を聞いて終わりです。 (「はい」と森田議員) 菅野教育次長。</p> <p>製造年月日につきましてはちょっと今資料がないのであれですが、大体平成22、23年ころだったと記憶しております。今4台ありますけれども2番目に古い車になりますが、走行距離からいきますとまだ使えるというふうに判断しております。床部分といいましてもタイヤホイールベースというかその付近のそこだったんですけども、毎日使っているものですので、修繕も都度必要になってくると思いますが、更新の計画については今ちょっと見当しているところがございます。以上です。</p> <p>ほかに、ございませんか。</p> <p>9番正路正敏議員。</p> <p>9番正路です。17ページ、小・中学校費の件で先ほど来同じような質問になるかもしれませんがよろしくお願ひします。コロナによって修学旅行が延期になったというようなことでございます。コロナのことでございますので、まず保健福祉課長の方から確認だけ先にお願ひしたいと思ひます。先ほど大上智議員の一般質問で回答があった中で12歳から15歳で71%っていうことを、ここは12歳であれば、小学校6年生も含まれる訳ですよね。そして15歳であれば高校1年生ももしかしたら含まれているかもしれません。そういった中で、純粋に中学生だけだったら、小学生だけだったらというのも分かればお知らせ願ひたいと思ひます。そういった中で小・中学校の修学旅行が延期になったと、中学校に関しては新人戦も延期になった、そして今度は去年はスクールフェスタが中止だった訳ですけども、今年もどうしようかというようなことで悩んでいるような気がします。個人的には、以前であれば久慈で出たら中止だよというようなことも聞いた訳ですけども、ワクチンの普及もあります。そうした中で、小・中学校に直接関係ないのであれば、普代で出たとしてもある程度は許容してやっていただきたいなというふうに思っております。そこのところの見解を1つお願ひしたいと思ひます。</p> <p>それと先ほど来、15ページの野生の動物に関連して古沼議員・森田議員が質問しておりました。私も山あいに住んで山あいで仕事をしている訳ですけども非常に危機感を持っております。冗談になりますけども、茂市にはチョウセンアカシジミがおりまして、猪鹿蝶が揃ったなというふうに感じておるところではございますし、つい最近は確か宮古市でしたか、海でも泳いでいるというような映像がありました。今こうやって毎年予算を取った中で、例年どおり捕獲したらうんぬんかんぬんって毎年変わらずやっている訳ですが、本当にこのままで大丈夫なんだろうか、たぶんイノシシに関しては、今年黒崎でも散見されました、茂市でも散</p>
--	---	---

	<p>見されましたというようなことであれば2、3年のうちには村内全域で常態化するのではないかと感じて危惧しています。シカもそのとおりでした。当初は珍しくてシカを見たって喜んでいたんですが、最近は居て当たり前になったような気がしています。いずれ普代だけ食い止めたってもうどうしようもない訳ですので、もう少し5年先でも、5カ年計画じゃないですけども、広域でもうちょっと協力し合った中で、もうやっていくような時期にきたんじゃないかと思いますが、そこら辺について将来的な展望と伺いますか、そこら辺のお話しもお聞かせいただきたいというふうに思います。</p> <p>それと道路の部分ですね、16ページ、神社付近の側溝の改修工事、これについて工事はなされるんでしょうけども、いつごろ終了を目途にしているのかっていうことをお知らせいただきたいと思います。</p> <p>何かもう1つあったけども、もう1つは忘れしたのでよろしくお願ひします。</p> <p>議 長 道下住民福祉課長</p> <p>議 長 三船教育長</p> <p>議 長</p>	<p>コロナの関係。道下住民福祉課長。</p> <p>お答えをいたします。年齢ごとの接種状況につきましては、手元に資料はありますが、お求めにつきましては学年での接種状況ということですよ。例えば1年生～3年生までの中学生というようなお求めですので、そこにつきましては確認をした上です。今手元にある、満年齢の何歳から何歳っていうのは若干ずれも生じると思いますので、そこは確認をさせていただいた上でご報告をさせていただきます。</p> <p>三船教育長。</p> <p>さっき修学旅行のことでも触れましたけども、スクールフェスタにつきましては、今年は別々に実施ということで決定しております。小学生が午前中、中学校が午後、保護者さんがだぶっている家庭もあるので、そこら辺は午前と午後に。先ほども言いましたけども、できるだけこういう状況ですけども、何とかやれる方法がないかと試案しているのが、学校であり教育委員会でございます。そして10月の話しですけども、はまゆりマラソンもこのまま状況が続けば、小・中学生だけを対象にやろうと、例年であれば盛岡とか矢巾とか野田とか久慈からの参加もあるんですが、コロナ禍だということで小・中学生だけを対象として子供たちに昨年できなかった分をやらせたいと。村の文化祭についても、村長の最初の行政報告にもありましたけれども、ドタキャンありでもとにかく進めていって感染対策をしっかり取って、その時点ではどういう状況になっているか誰にも想像つかないので、今のように感染が落ち着いていたら何とか実施をしたいなというふうなことで進めさせていただいております。とにかく、何でもかんでもコロナでだめだではなくて、コロナの中でどうやったらできるかというのを模索しながら、これからもやっていきたいと思っておりますのでご協力方よろしくお願ひいたします。</p> <p>山崎農林商工課長。</p>
--	---	---

	山崎農林商工課長	<p>有害鳥獣駆除の関係でのご質問でございました。確かに広域での駆除とかというのにも必要になってくるものだと思いますが、現在それぞれ市町村でも取り組み状況だったりとか、どこがってということもあれですが、うちの方はある程度クマとかは結構な頭数は捕れている訳ですが、北の方は数頭とかという今年2頭とかというところもあるようでございますので。それぞれ実施隊の人数・規模等も違いますし、あと実施できる時間帯とかいろいろ考えていると思いますが、可能であればこういったのが進むような、機運等が進めば検討して行って、できればそういった共同でというか広域での活動ができるような。何も否定することはございませんので、一緒になってやって進むのであればどんどん情報共有しながら検討を、すぐすぐでは難しいかもしれませんが、猟友会の方々等とも意見交換をしながら検討してまいりたいと思います。</p>
	<p>議長 大村建設水産課長</p>	<p>大村建設水産課長。 私の方からは卯子西2号線、鶴鳥神社前の水路の工事に関しまして、今回鶴鳥神社の今水路式側溝がある側じゃなく土側溝、広い用地との隣接している部分の水路の切り替え工事を行うというものでございますが、この工事に関しましては取り掛かればそれほど大規模な工事ではございませんので、2~3カ月もあれば終わるものと思っております。ですので、これから設計に入る訳でございますけれども、遅くても10月中には発注はできると思っておりますので、年内もしくは年明け早々には水路の方は完成するものと思っております。</p>
	議長 道下住民福祉課長	<p>道下住民福祉課長。 先ほどの申し訳ございません。中学校でよろしかったでしょうか。1年~3年生までということで、接種見込み率ということで報告をさせていただきます。接種見込み率で81.5%という状況でございます。</p>
	議長	<p>ちょっと待ってください。間もなく、会議時間終了の時刻となりますが、会議規則第9条2項により、会議時間を変更して(午後)5時以降も延長したいと思います。これにご異議ございませんか。 (異議なし)</p>
	議長 正路議員	<p>ご異議なしと認めます。よろしく願いいたします。 9番正路議員。 9番正路です。今の住民福祉課長の見込みで81.5%、非常に見込みというか、希望分では非常に高い数字だなと思ってこのくらいあるのであれば、中学校に関しては、それなりに行事を消化できるのではないのかなというふうに感じておりますが、ただそれだけでもないんでしょうけれども、できるだけ行事は延期はあっても流さないようなかたちで進んでいってくればなという思いですのでよろしく願いいたします。 鳥獣関係についても、今課長が言ったとおり検討は検討としていただきながら、実行性を持った中で早いペースで進んでもらえればありがたいなと思うんですが、いずれそういうところもお願いした中でよろしく</p>

<p>休 憩 再 開</p> <p>令和 3 年度普 代村国民健康</p>	<p>議 長</p>	<p>お願いしたいと思います。</p> <p>そして神社の側溝の件、できれば 12 月末にある程度は終わっておいてもらって通行できるようなかたちにしていただければなというふうに思いますので、よろしくお願いいたしまして質問を終わります。</p>
	<p>議 長</p>	<p>ほかに、ございませんか。</p> <p>(なし)</p>
	<p>議 長</p>	<p>なければ、質疑を終結いたします。</p> <p>直ちに採決を行います。お諮りいたします。</p> <p>議案第 1 号「令和 3 年度普代村一般会計補正予算(第 5 号)」は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
	<p>議 長</p>	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は、原案のとおり可決されました。</p> <p>次に、日程第 9 議案第 2 号から日程第 12 議案第 5 号までの「特別会計補正予算」の 4 件につきましては、一括上程し、説明を受けたのち、各議案 1 会計ごとに審査いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
	<p>川向総務課 長</p> <p>議 長</p>	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>それでは、そのように進めてまいります。</p> <p>日程第 9 議案第 2 号「令和 3 年度普代村国民健康保険診療施設特別会計補正予算(第 2 号)」</p> <p>日程第 10 議案第 3 号「令和 3 年度普代村簡易水道特別会計補正予算(第 2 号)」</p> <p>日程第 11 議案第 4 号「令和 3 年度普代村休養施設事業特別会計補正予算(第 1 号)」</p> <p>日程第 12 議案第 5 号「令和 3 年度普代村後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第 1 号)」</p> <p>以上、4 件を一括議題として、上程いたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>川向総務課長。</p> <p>それでは、一括上程されました、議案第 2 号から議案第 5 号までの説明をさせていただきます。</p> <p>(以下、総務課長説明、記載省略)</p> <p>提案理由の説明が終わりました。</p> <p>ここで、暫時休憩いたします。(17:13)</p> <p>休憩前に戻り、会議を再開いたします。(17:21)</p> <p>各議案ごとに審査をいただき、採決を行います。</p> <p>議案第 2 号「令和 3 年度普代村国民健康保険診療施設特別会計補正予算(第 2 号)」の質疑を許します。</p>

<p>保険診療施設 特別会計補正 予算(第2号)</p>	<p>大上智議員</p>	<p>4番大上智議員。 6ページ、2款医業費1項1目17節の備品購入費ですけども、さっき総務課長の説明を聞けば、結局早い話し薬の袋を破く機械な訳ですね。今まではそれはなかったんですか。</p>
	<p>議長</p>	<p>その1点だけ。</p>
	<p>坂下医科・ 歯科診療所 事務長</p>	<p>(「答えを聞いてから」と大上智議員) 坂下診療所事務長。 お答えをいたします。今まで薬を一包化、例えば高齢者の方々なんかには、朝と昼と夜、朝はこれ、夜はこれを飲めというようなので一包化して小さい袋に入れる、やる機械が元々ありました。それに入れて一包化というのをするんですが、その前に、その機械に入れるためには、手でむいて薬を出して、それに入れなければならなかったんですが、それを手でむく手動の機械を今度購入します。その機械の購入費でございます。15万3,000円でパラスターという手動の機械ですけども、本当は一体化になって全部自動でそれができる機械もあるようですが、値段も値段ですので、とりあえずは手動でむいて、機械に入れるというような作業をこれからはしようというものでございます。</p>
	<p>議長 大上智議員</p>	<p>4番大上議員。 4番大上です。結局手でやっていたのを今度は手動の機械を使ってやるという訳ですか。よく分からないけども、今までは医療事故的なものはなかったものですか。ないのであればいいですけども、値段も値段だし、高齢者で私も助かっている患者なものですから、今までもある程度機械的に全自動化になっていてやっているものだと思っていたけれども、今聞いたら金額も少なく、薬の袋を割く機械なんだって聞いたからあれっと思って。そんなので今まで医療事故的なものがよくなかったなと思って、それで心配して聞いた訳だったんですけども。いろんな面でもっと高いのを買えばよかったのになと思って。終わります。すみません。</p>
	<p>議長</p>	<p>ほかに、ございませんか。 (なし)</p>
	<p>議長</p>	<p>なければ、質疑を終結いたします。 直ちに採決を行います。お諮りいたします。</p>
	<p>議長</p>	<p>議案第2号「令和3年度普代村国民健康保険診療施設特別会計補正予算(第2号)」は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。 (異議なし)</p>
	<p>議長</p>	<p>ご異議なしと認めます。 よって、本案は、原案のとおり可決されました。</p>
		<p>次に、議案第3号「令和3年度普代村簡易水道特別会計補正予算(第2号)」の質疑を許します。</p>
<p>令和3年度普 代村簡易水道 特別会計補正</p>		<p>ございませんか。</p>

<p>予算(第2号)</p>	<p>大上智議員</p> <p>議長 大村建設水産課長</p> <p>議長 大上智議員</p> <p>議長 大村建設水産課長</p> <p>議長 大上智議員</p> <p>議長 大村建設水産課長</p>	<p>4番大上智議員。</p> <p>4番大上です。何か1人でばかりしゃべっているようで悪いんですけども。4ページの1款水道事業費1項1目26節の公課費ですか、消費税納付額が100万円、これの積算根拠とかどういうあれで100万円なのかお聞きしたいと思います。</p> <p>大村建設水産課長。</p> <p>消費税の納付金の皆増に関してでございますが、まず令和2年度分の消費税の納付金になります。内訳としましては、2年度分として消費税納付額51万3,300円と地方消費税納付額14万4,700円、合わせて65万8,000円となります。50万円を超えますと3年度分の中間申告が必要となってきます。それを合わせて約100万円の計上となっております。</p> <p>4番大上智議員。</p> <p>この消費税納付金ですけども、令和2年度の予算は22万3,000円取っていますよね。今回の決算書を見れば、支出がゼロで不用額が22万3,000円載ってます。それからその前年の平成31年度予算では納付金が101万2,000円計上になっていて、令和元年度の決算額では支出がゼロで不用額が101万2,000円と。ちょっとよくこの辺が分からないので、その辺の説明。参考的にその前々年の平成30年度の予算だったら199万1,000円予算を取っていて、そのときの30年度の決算額では支出額が151万8,800円。そして不用額が47万2,200円計上となっておりますけども、その辺の関連とか、支出がゼロであったりその辺をお願いします。</p> <p>基本的に、決算特別委員会で過年度分は質疑をやってもらいたいのが原則ですが、とりあえず課長の答弁をお願いします。</p> <p>大村建設水産課長。</p> <p>過去の決算で、不用残とかたちで出している部分でございますが、この消費税にかかる分でございますが、消費税をいただいている分、使用料として皆さんから消費税をいただいている分。あとは逆に工事請負費で消費税を払っている分、その年度全体での差し引きで、その年によって還付になったり、逆に納付しなければならないというのが出てきます。予算編成の時点ではある程度見込みで出しますけども、その後工事請負費が増額になったとか、工事が繰り越しになった場合に状況が変わって納付のやつが還付になったり、還付を見込んでいたものが納付になったりというのがその年で出てきます。</p> <p>4番大上智議員。</p> <p>聞きたいのは、また過去のことになって昨年、一昨年のことになってあれですけども、支出がゼロというのは、納付はその年はしなかったと、予算は取ってても。その辺をお願いします。</p> <p>大村建設水産課長。</p> <p>その年につきましては、納付で見込んでいたものが、逆に消費税の計算をしますと逆に還付、もらう結果となったということで、納付は逆に</p>
----------------	---	---

令和3年度普代村休養施設事業特別会計補正予算(第1号)	議長	ゼロになってお金が戻ってくるというかたちになったために不用残と出ております。
	議長	ほかに、ございませんか。 (なし)
	議長	なければ、質疑を終結いたします。 直ちに採決を行います。お諮りいたします。 議案第3号「令和3年度普代村簡易水道特別会計補正予算(第2号)」は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。 (異議なし)
	議長	ご異議なしと認めます。 よって、本案は、原案のとおり可決されました。 次に、議案第4号「令和3年度普代村休養施設事業特別会計補正予算(第1号)」の質疑を許します。 1番嵯峨典行議員。
	嵯峨議員	すぐ終わります。1点だけお知らせください。くろさき荘の営業の関係ですけれども、令和2年の4月～8月の一般客の人数、ビジネス客の人数。今年度の4月～8月までの一般客の人数、ビジネス客の人数。今後9月以降ビジネス客の見込みが激減するのか、横ばいなのか、それだけお知らせできれば、質問は終わります。
	議長 山崎休養施設管理員	山崎休養施設管理員。 令和2年の4月～8月分と今年の4月～8月分の宿泊の人数、それから利用区分の内訳だと思っておりますが、昨年度、令和2年は2,451人、4月～8月で。3年度でございますが、3,097人ということで、646人ほど昨年よりは増となっております。ただ元年度からは、三角696人減という数字でございます。あとは利用区分でございますが、昨年度は観光につきましては、一般観光で29%、719人で、ビジネスが71%で1,732人。3年度でございますが、観光が45%で1,394人、ビジネスでは55%で1,703人という状況でございます。今後の予定でございますが、今緊急事態宣言が岩手県独自で出ておまして、なかなか宿泊人数が増えていない、あとそれから宿泊助成も今実施しておりませんので、次の岩手県の緊急事態宣言が解除してから実施できればという思いでございますが、なかなかどういった状況になるのか、できれば秋冬に向けて…。
		(「観光客でなくビジネスの見込み」と嵯峨議員)
		ビジネスにつきましては、やはり昨年度から見ますと減少傾向にありますのでこういった傾向が続くものと思われまます。以上です。
	議長	(「はい、いいです」と嵯峨議員)
	議長	ほかに、ありませんか。 (なし)
議長	なければ、質疑を終結いたします。 直ちに採決を行います。お諮りいたします。	

令和3年度普代村後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)	議長	<p>議案第4号「令和3年度普代村休養施設事業特別会計補正予算(第1号)」は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は、原案のとおり可決されました。</p> <p>議案第5号「令和3年度普代村後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)」の質疑を許します。</p> <p>ございませんか。</p> <p>(なし)</p>
普代村過疎地域持続的発展計画の策定について	議長	<p>なければ、質疑を終結いたします。</p> <p>直ちに採決を行います。お諮りいたします。</p> <p>議案第5号「令和3年度普代村後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)」は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は、原案のとおり可決されました。</p>
	森田政策推進室長	<p>日程第13議案第8号「普代村過疎地域持続的発展計画の策定について」を議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>森田政策推進室長。</p> <p>議案第8号「普代村過疎地域持続的発展計画の策定について」でございます。</p> <p>(以下、政策推進室長説明、記載省略)</p>
	議長	<p>提案理由の説明が終わりました。</p> <p>これより質疑を許します。</p>
	大上智議員	<p>4番大上智議員。</p> <p>4番大上です。時間もあまりないので手短かに聞きます。まず1点、前にいただきましたA3版の概要版ですけども、これは委託して業者さんに作ってもらっているの、それとも役場で。参考までにお配りさせていただきましても、作ったののあれで、第5次普代村総合発展計画、左側になりますけども、それに対して右側の普代村過疎地域持続的発展計画、これのつながりというかそれを示した方が最初にもらったのを見れば、何か総合発展計画の方から1本でつながってあとはバーと広がってどれがどれだか。総合発展計画の基本目標の例えば「学ぶ喜びを村づくりにつなげよう」というのが、過疎の方についてどれと結びついているのか、俺が作ったのは間違っていると思うんだけども、こんなふうに結びつきでやれば見た方も1枚の紙で、これはこんなのをやるんだとか、あとはちょこっとしたところで、この分に関しては、過疎地域持続的発展計画の何ページを見れば、カッコPだけでもいいと思うんですけども、そうすれば見る方にとっては、非常に見やすいんでないか</p>

		<p>と。両方のつながりも現れるし、あとはページ数を示したことによって、すぐこの 1 枚を見ただけでこのページだということが分かるような感じになると思うのでこれはあくまで参考的なものです。</p> <p>それからもう 1 点、前にアクションプランというのがありますよね。違う計画書に載っていたかもしれないけども、今はもう第 5 次にしろ何にしろ、アクションプランで予算がこのくらいあって、令和 3 年にはこれくらい令和 4 年にはこれくらいという予算配分をして、1 つの事業を進めていくんだよというようなのが前のアクションプランには示されていたんだけど、もう更新になってからは、そういうのは作らないような方針なんですか。その辺をお聞きします。</p>
	議長 森田政策推進室長	<p>森田政策推進室長。</p> <p>総合発展計画との整合性、ページ等を付けたりとかそういうのは参考にさせていただいて、これをまた改善していきたいと思います。</p> <p>あとアクションプランの細かい事業でございますけども、どちらかと言えば、総合発展計画の事業実施計画の方との整合性というか、そちらの方を優先するというそういうふうなつながりになるというようなものでございます。以上です。</p>
	議長 大上智議員	<p>4 番大上議員。</p> <p>そうすれば実施計画の方には、アクションプラン的なものが載ることなんですか。</p>
	議長 森田政策推進室長	<p>森田政策推進室長。</p> <p>すみません、今アクションプランの内容がすぐパッと浮かんでこなくて申し訳ないんですけども、それぞれの事業が載っていて令和 3 年～7 年までで、そういう事業名と金額が載っておりますので、アクションプランもまた総合発展計画との整合性が取れているはずですので、そこは同じかなというふうに思っております。回答になったか申し訳ないですけども。</p>
	議長 大上智議員	<p>4 番大上議員。</p> <p>結局これが前回の第 4 次の実施計画ですけども、これと同じような様式で今回も出されるというふうに解釈してよろしいですか。そうすればこの中にアクションプランとか載っているのかな。了解しました。ありがとうございます。</p>
	議長 森田政策推進室長	<p>森田政策推進室長。</p> <p>今までのアクションプランと同じように過疎の分でこういうふうに出てきますので。表は作っていきます。</p>
	議長	<p>ほかに、ございませんか。</p> <p>(なし)</p>
	議長	<p>なければ、質疑を終結いたします。</p> <p>直ちに採決を行います。お諮りいたします。</p> <p>議案第 8 号「普代村過疎地域持続的発展計画の策定について」は、原</p>

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	議 長	案のとおり決することに、ご異議ございませんか。 (異議なし) ご異議なしと認めます。 よって、本案は、原案のとおり可決されました。 次に、日程第 14 議案第 9 号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」を議題といたします。 当局の説明を求めます。
	議 長 森田政策推進室長	森田政策推進室長。 ただ今上程されました、議案第 9 号につきましてご説明を申し上げます。 (以下、政策推進室長説明、記載省略)
	議 長	提案理由の説明が終わりました。 これより質疑を許します。 ございませんか。 (なし)
	議 長	なければ、質疑を終結いたします。 直ちに採決を行います。お諮りいたします。 議案第 9 号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。 (異議なし)
	議 長	ご異議なしと認めます。 よって、本案は、原案のとおり可決されました。 次に、日程第 15 議案第 10 号「あらたに生じた土地の確認について」を議題といたしますが、日程第 16 議案第 11 号まで関連がございますので、2 議案一括上程をいたします。説明の後、各議案ごとに質疑・採決を行います。 日程第 15 議案第 10 号「あらたに生じた土地の確認について」を議題といたします。 次に、日程第 16 議案第 11 号「字の区域の変更について」と関連がありますので、一括上程いたします。 当局の説明を求めます。
あらたに生じた土地の確認について	大村建設水産課長	大村建設水産課長。 それでは、ただ今上程されました議案第 10 号について説明いたします。 (以下、建設水産課長説明、記載省略)
	議 長	提案理由の説明が終わりました。 議案第 10 号「あらたに生じた土地の確認について」、これより質疑を許します。 (なし)
	議 長	なければ質疑を終結いたします。

<p>字の区域の変更について</p>	<p>議長</p> <p>大上浩史議員</p> <p>議長 大村建設水産課長</p> <p>議長 大上浩史議員</p> <p>議長 大村建設水産課長</p>	<p>直ちに採決を行います。お諮りいたします。</p> <p>議案第 10 号「あらたに生じた土地の確認について」は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>次に、議案第 11 号「字の区域の変更について」、これより質疑を許します。</p> <p>3 番大上浩史議員。</p> <p>3 番大上です。確認ですが、17 地割字野胡桃 29 の 22 及び 34 になるということになる訳ですか。ここはどうなっているの。</p> <p>大村建設水産課長。</p> <p>野胡桃 29 の 22 及び 34 に隣接する埋立した区域を新たに編入することになりますので、これから地番の方は登記をするときに付くということ。今ある 29 の 22、34 に隣接したところに新たに地番が付いた土地ができるということになります。29 の 22、34 になるというものではございません。</p> <p>(「何ぼうになるの」と大上浩史議員)</p> <p>それはこれからになりますので、まだ地番の方は。</p> <p>(「誰がどういうふうに決めるの」と大上浩史議員)</p> <p>(「通常、法務局の方で地番の一番最後、35 が最後ならば 36 というのが新しく付くというふうな」と柎屋村長)</p> <p>告示が終われば、今度は登記所との関係になって 29 であれば今 34 が最大の数字であれば 35 とか、新たに生じた地番は次の地番に、今ある地番の一番大きい数字の上になると、登記になるということです。ですので、これから今ある地番を全部、登記所にある地番を調べての新たな数字が付くということになります。</p> <p>3 番大上議員。</p> <p>これは公私混同になる訳けども、私の土地が 17 地割字野胡桃 29 なんです。そうすれば一帯だ訳だ、29 であれば。29 のうちの私から見れば下の方の場所になる訳だが、だからそこを改めて同じ 29 番地でそれからこう 10 とか 15 とか 30 とかって分割するということになる訳。22、34 というのはどこになるんだ、大体。</p> <p>大村建設水産課長。答弁。</p> <p>公図の方を見ていただきたいんですが、白井漁港公有水面埋立区域土地所在図が映っている、実測平面図じゃなくて公図の方を見ればお分かりになるんですが、34 っていうのはですね、今もう出来ている物揚げ場になります。漁港用地ですね、34 は。29-22 っていうのは村道部分になります。</p> <p>(「今の通り」と大上浩史議員)</p>
--------------------	--	--

<p>休憩再開 普代村教育委員会委員の任命に関し同意を求めることについて</p>	<p>議長 大上浩史議員</p>	<p>浜道路です。ですので、浜道路と今漁港の用地と隣接した土地に新たに地番が付いた土地が付くということです。</p> <p>3番大上議員。</p> <p>この内容は分かる訳です。分かる訳ですが、引き続きにいずれのものにも上の方の私のそれこそ家が立っている、あれがもう29からそれこそ今いう22になったり34になったり分割されているということなんですか。俺はまた29というのはあくまでも29だと思っているため公私混同して、具体的に分かんない訳だが。</p>
	<p>議長 大村建設水産課長</p>	<p>大村建設水産課長。</p> <p>確かに29の方は枝番が、29の1、29の2、29の3みたいな枝番が付いてますけども、あらたに生じた土地っていうのは29じゃなく34、35、36、その上の数字、番地分が新しい数字になっていく。</p> <p>17(地割)-35とか、36とか。ちょっと地番がこの周辺が分かりませんのでそういった地番になっていきます。29-20何ぼうになるとかではなくて、たぶん34番地っていうのは、何年か前に公有水面の埋め立てであらたに生じた土地ですので、これの上の数字になってくるものと思います。たぶん35とか36、その辺の17-35とか36とかそういった数字になるかとは思われます。</p> <p>(「分かんないどもまあいい。29というのがあること、17-29という、これまでは同じだ訳だ。だからあとは22とか15とか13とか30何ぼうというのはそれこそ枝が付いていくということで了解だけでも。いいです」と大上浩史議員)</p>
	<p>議長</p>	<p>ほかに、ございませんか。</p> <p>(なし)</p>
	<p>議長</p>	<p>なければ質疑を終結いたします。</p> <p>ただちに採決を行います。お諮りいたします。</p> <p>議案第11号「字の区域の変更について」は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
	<p>議長</p>	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>暫時休憩いたします。(18:10)</p> <p>休憩前に戻り、会議を再開いたします。(18:11)</p>
	<p>榎屋村長</p>	<p>日程第17議案第12号「普代村教育委員会委員の任命に関し同意を求めることについて」を議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>榎屋村長。</p> <p>議案第12号につきましてご説明をいたします。</p> <p>(以下、村長説明、記載省略)</p>
	<p>議長</p>	<p>議案の性格上、討論を省略し、直ちに採決を行います。</p>

<p>人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて</p>	<p>議長</p>	<p>この採決は起立採決で行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。 (異議なし) ご異議なしと認めます。 それでは、お諮りいたします。 議案第 12 号「普代村教育委員会委員の任命に関し同意を求めることについて」、原案に同意することに賛成の方は、起立願います。 (起立全員) 起立全員でございます。 よって、本案は、同意することに決定いたしました。 日程第 18 諮問第 1 号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」を議題といたします。 当局の説明を求めます。 柁屋村長。 諮問第 1 号につきまして説明をさせていただきます。 (以下、村長説明、記載省略)</p>
	<p>議長</p>	<p>議案の性格上、討論を省略し、直ちに採決を行います。 この採決は起立採決で行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。 (異議なし) ご異議なしと認めます。 それでは、お諮りいたします。 諮問第 1 号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」、適任とすることに賛成の方は、起立願います。 (起立全員) 起立全員です。 よって、本案は、適任とすることに決定いたしました。</p>
<p>令和 2 年度普代村の財政の健全化判断比率及び資金不足比率について</p>	<p>議長</p>	<p>次に、日程第 19 報告第 1 号「令和 2 年度普代村の財政の健全化判断比率及び資金不足比率について」を議題といたします。 当局の報告を求めます。 竹花副村長。 それでは、報告第 1 号「令和 2 年度普代村の財政の健全化判断比率及び資金不足比率について」、ご説明申し上げます。 (以下、副村長報告、記載省略)</p>
<p>休憩</p>	<p>議長</p>	<p>以上で、報告を終わります。 ここで、暫時休憩いたします。 (18:20) (和久代表監査委員入場)</p>
<p>再開</p>		<p>休憩前に戻り、会議を再開いたします。 (18:21) ここで審査の方法について、お諮りいたします。 日程第 20 認定第 1 号から日程第 26 認定第 7 号までの案件につきまし</p>

	<p>議長</p> <p>竹花副村長</p> <p>議長</p> <p>和久代表監査委員</p>	<p>ては、一括上程いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって、</p> <p>日程第 20 認定第 1 号「令和 2 年度普代村一般会計歳入歳出決算の認定について」</p> <p>日程第 21 認定第 2 号「令和 2 年度普代村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」</p> <p>日程第 22 認定第 3 号「令和 2 年度普代村国民健康保険診療施設特別会計歳入歳出決算の認定について」</p> <p>日程第 23 認定第 4 号「令和 2 年度普代村簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について」</p> <p>日程第 24 認定第 5 号「令和 2 年度普代村休養施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について」</p> <p>日程第 25 認定第 6 号「令和 2 年度普代村漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」</p> <p>日程第 26 認定第 7 号「令和 2 年度普代村後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」</p> <p>以上、認定第 1 号から認定第 7 号までの案件につきましては、一括上程いたします。</p> <p>当局の説明を求めます。なお、説明は概要についてお願いいたします。</p> <p>竹花副村長。</p> <p>認定第 1 号から第 7 号、令和 2 年度一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の認定について一括で上程説明させていただきます。</p> <p>(以下、副村長説明、記載省略)</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>ここで、監査委員による「決算審査意見書」及び「財政健全化審査意見書」が提出されておりますので、和久代表監査委員より、その適否について報告をお願いいたします。</p> <p>代表監査委員の和久喜美男でございます。</p> <p>それでは、令和 2 年度決算審査及び令和 2 年度地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく書類の審査の適否について、ご報告させていただきます。</p> <p>普代村長より、令和 3 年 7 月 30 日付けで地方自治法第 233 条第 2 項の規定により審査する旨の通知がございまして、令和 3 年 8 月 6 日から令和 3 年 9 月 1 日まで大上浩史監査委員と共に審査を行い、令和 3 年 9 月 2 日付けで普代村長あてに意見書を提出したものでございます。</p> <p>令和 2 年度普代村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、財産に関する調書及び基金の運用状況を示す調書が法令に準拠して調整されているかを確認、併せて予算執行の適否について審査を行った結果、予算審議の趣旨に沿い適正妥当な決算であることが認めら</p>
--	--	---

<p>散 会 (18 : 30)</p>	<p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>れましたことをご報告させていただきます。詳細につきましてはお手元に配布してございます、審査意見書のとおりでございますのでお目通し願います。</p> <p>続きまして、令和 2 年度地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく書類の審査結果でございますが、審査に附された書類はいずれも適正に作成されていたものと認められました。</p> <p>以上ご報告させていただきました。よろしくご審査くださいますようお願いいたします。以上でございます。</p> <p>報告が終わりました。</p> <p>本認定案件の審査方法について、お諮りいたします。</p> <p>本件の審査は、当職を除く全員をもって構成する「決算特別委員会」を設置し、同委員会に付託することといたしたいが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本件は決算特別委員会を設置し、同委員会に付託することに決定いたしました。</p> <p>ここで、本会議を散会といたします。</p> <p>長時間にわたり大変ご苦勞さまでございます。</p> <p>なお、明日、午前 10 時開会といたします。</p> <p>大変お疲れさまでございます。</p>
--------------------------	-----------------------	--

--	--	--

